

# 浜田市地域福祉計画

平成 25 年 3 月  
島根県 浜田市

## はじめに

平成 20 年 3 月に、「市民を主役に 互いを認め合い 支え合うまち」を基本理念とした浜田市地域福祉計画を策定し、平成 25 年 3 月で 5 年が経過します。

この間、この計画に基づき、高齢者・障がい者・児童の各分野の枠を超え、地域の福祉力を高めるための取組を行政として進めるとともに、市民の皆さんや関係団体・事業者の皆さんにも多くの取組をいただいたところであります。

このような取組により、地域における支え合い・助け合いの意識は広がってきており、地域福祉の推進に向け、歩を進めることができましたが、少子高齢化による地域活動の担い手不足の深刻化など、懸念すべき課題も引き続き存在しています。

このような状況の中、これまでの取組の確認を行うとともに、市民の皆さんや関係団体・事業者の皆さんの意見を踏まえ、引き続き、地域の福祉力を高めるための取組を推進していくことを目的として、このたび、平成 25 年度から 5 年間に計画期間とする「浜田市地域福祉計画」を策定いたしました。

本計画は、前計画の基本理念である「市民を主役に 互いを認め合い 支え合うまち」を引き継ぎ、地域福祉を推進するために必要となる様々な「つながり」を強めていくことを目指したものであります。

また、その実現にあたっては、市民の皆さんや関係団体・事業者の皆さんと連携を図り、共に取組を行うこととしておりますので、今後とも、本計画の推進につきまして、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、アンケート調査や市民懇話会にご協力いただいた市民の皆さん、貴重なご意見・ご提言をいただきました浜田市保健医療福祉協議会並びに地域福祉専門部会の委員の皆さんに対しまして、心から感謝申し上げます。

平成 25 年 3 月

浜田市長 宇津 徹 男

---

# 目 次

---

<b>第1章</b>	<b>計画の策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
1	計画策定の趣旨.....	1
2	計画の概要.....	2
3	計画の策定体制.....	5
<b>第2章</b>	<b>本市の現状と課題</b> .....	<b>8</b>
1	市の概況.....	8
2	人口の状況.....	9
3	世帯の状況.....	12
4	各自治区の特徴.....	14
5	市民の声から.....	15
6	地域福祉の取り組み状況と今後の課題.....	20
<b>第3章</b>	<b>計画の基本的考え方</b> .....	<b>21</b>
1	基本理念.....	21
2	基本目標.....	22
3	計画の体系.....	23
<b>第4章</b>	<b>地域福祉推進のための施策</b> .....	<b>24</b>
1	地域の活動に市民が積極的に参加する.....	24
2	利用者主体のサービスを実現する.....	32
3	総合的なサービス提供・連携体制を確立する.....	41
4	すべての市民が安心して暮らせるまちをつくる.....	49
<b>第5章</b>	<b>計画の推進体制</b> .....	<b>58</b>
1	計画の進捗管理.....	58
2	市民・関係団体・関係機関・行政の役割.....	58
<b>資料編</b> .....		<b>60</b>
1	相談窓口一覧.....	60
2	浜田市保健医療福祉協議会委員名簿.....	65
3	地域福祉専門部会委員名簿.....	66

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

本市では、平成20年3月に、「市民を主役に 互いを認め合い 支え合うまち」を基本理念とした浜田市地域福祉計画を策定しました。

その後、現在までの間、少子高齢化や世帯の核家族化・単身化が急速に進むとともに、地域や家族の絆が希薄になるだけでなく、子どもや高齢者への虐待、高齢者の孤独死、青少年による犯罪など、地域内で発生するさまざまな社会問題が増加しています。また、新たに「無縁社会」という言葉が生まれるなど、社会からの孤立や周囲からの支援を拒む人への対応などが求められています。さらに、世界的同時不況の影響による長期にわたる景気の低迷を背景に、定職を持たないフリーターや生活困窮者が増加するなどの社会問題が地域福祉にも影響を及ぼしています。

平成23年3月、東日本大震災の発生により、あらためて、地域コミュニティの必要性が再認識され、今後、地域福祉を推進していく中で、日常からのつながりや災害時における要援護者への支援体制の構築が求められていることが浮き彫りになりました。

このような社会状況の中、平成20年に策定した現行の計画が平成24年度で終了することから、これまでの取り組みを検証し、市民や関係団体の意見を取り入れながら、今後も市民を主役に、互いを認め合い、支え合うまちをめざし、平成25年度以降の「浜田市地域福祉計画」を策定しました。

## 2

## 計画の概要

### (1) 計画策定の目的

すべての市民が尊厳を持って住み慣れた地域で安心して暮らせるように、市民・福祉団体・行政等が共に考え、共に取り組みを推進するために、「浜田市地域福祉計画」（以下、「本計画」）を策定します。

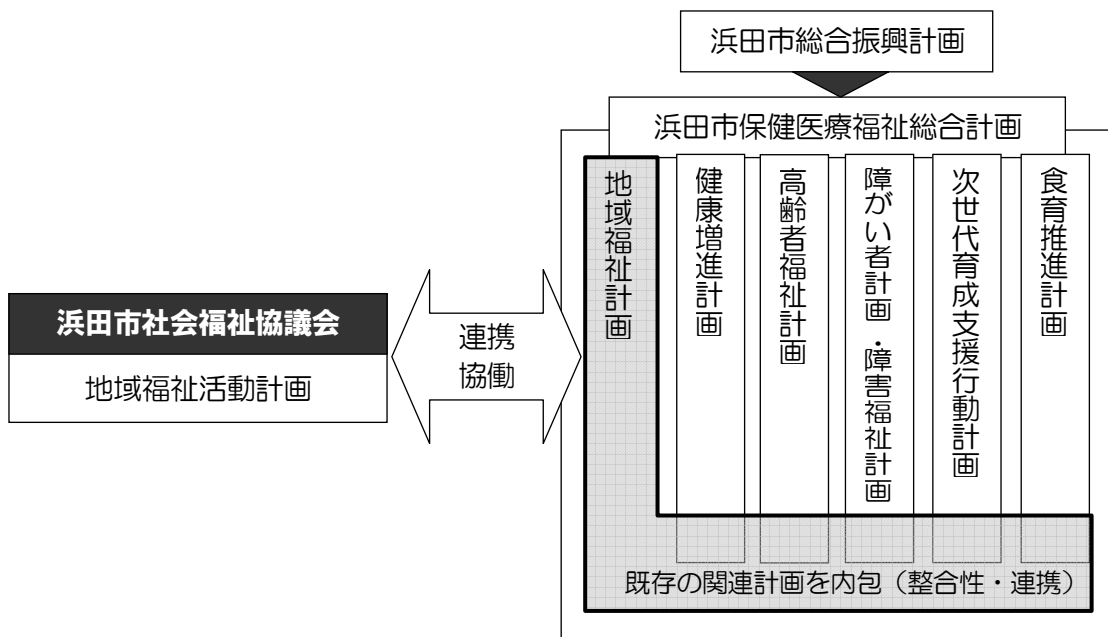
### (2) 性格・役割

- ①浜田市総合振興計画を踏まえ、浜田市の福祉のあり方や方向性を示す計画です。
- ②市が市民等の参加を得て、支援を要する人の生活課題の解決を図るための具体的な仕組みや取り組みを定めるものです。
- ③個別の福祉計画に掲げられた施策を盛り込むことはもちろん、個別の福祉計画に含まれない施策や現行の施策では対応が十分でない要支援者に対応する方策、地域福祉を推進するための方策についても盛り込みます。

### (3) 計画の位置づけ

#### ①他計画との関係

本計画は社会福祉法第107条の「市町村地域福祉計画」に規定される行政計画です。浜田市総合振興計画に基づく浜田市保健医療福祉総合計画を上位計画とするとともに、福祉に関する各種個別計画と関連しています。高齢者・障がい者・児童の各分野の枠を超えて、横断的に福祉施策を展開していく唯一の計画と言えます。



## ②地域福祉活動計画との関係

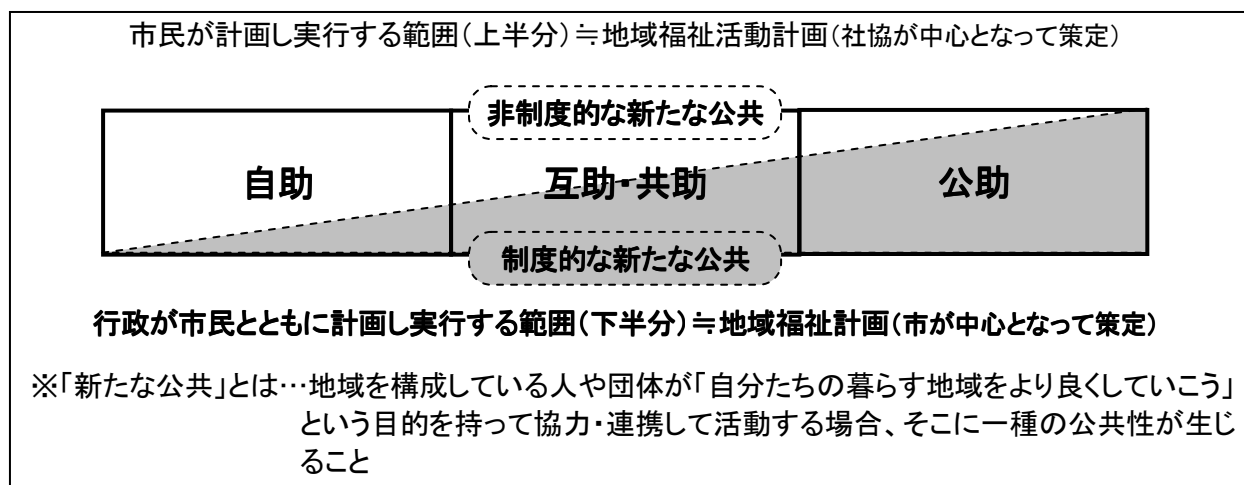
社会福祉協議会（以下、「社協」）は社会福祉法第 109 条で「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と規定されており、民間社会福祉活動を計画化するものとして、「地域福祉活動計画」を策定することとなっています。

市の地域福祉計画と社協の地域福祉活動計画は、理念・方向性は同じであることから、相互に連携を図る関係にあります。地域住民の声を反映させ、福祉活動の担い手として参加を得ていくためには、両計画が車の両輪のように同調して実践されることが重要となります。

### ■地域福祉計画と地域福祉活動計画の比較

	地域福祉計画	地域福祉活動計画
作成主体	行政	社会福祉協議会
性格	行政計画	民間計画
理念・方向性	公民協働で地域の課題の把握、解決への取り組みを行い、地域福祉を推進する	
内容	・公的福祉サービスの基盤整備及び提供 ・民間福祉サービスの支援	・民間福祉サービスの提供
	行政・民間福祉サービスの連携、協働、コーディネート <sup>1</sup>	

### ■地域福祉計画と地域福祉活動計画、自助・互助・共助・公助の区分概念図



<sup>1</sup> コーディネート  
物事を調整し、まとめること。

#### (4) 計画の期間

本計画の期間は平成 25 年度から平成 29 年度までの5年間とし、社会情勢の変化等により、必要に応じて計画の見直しを行います。

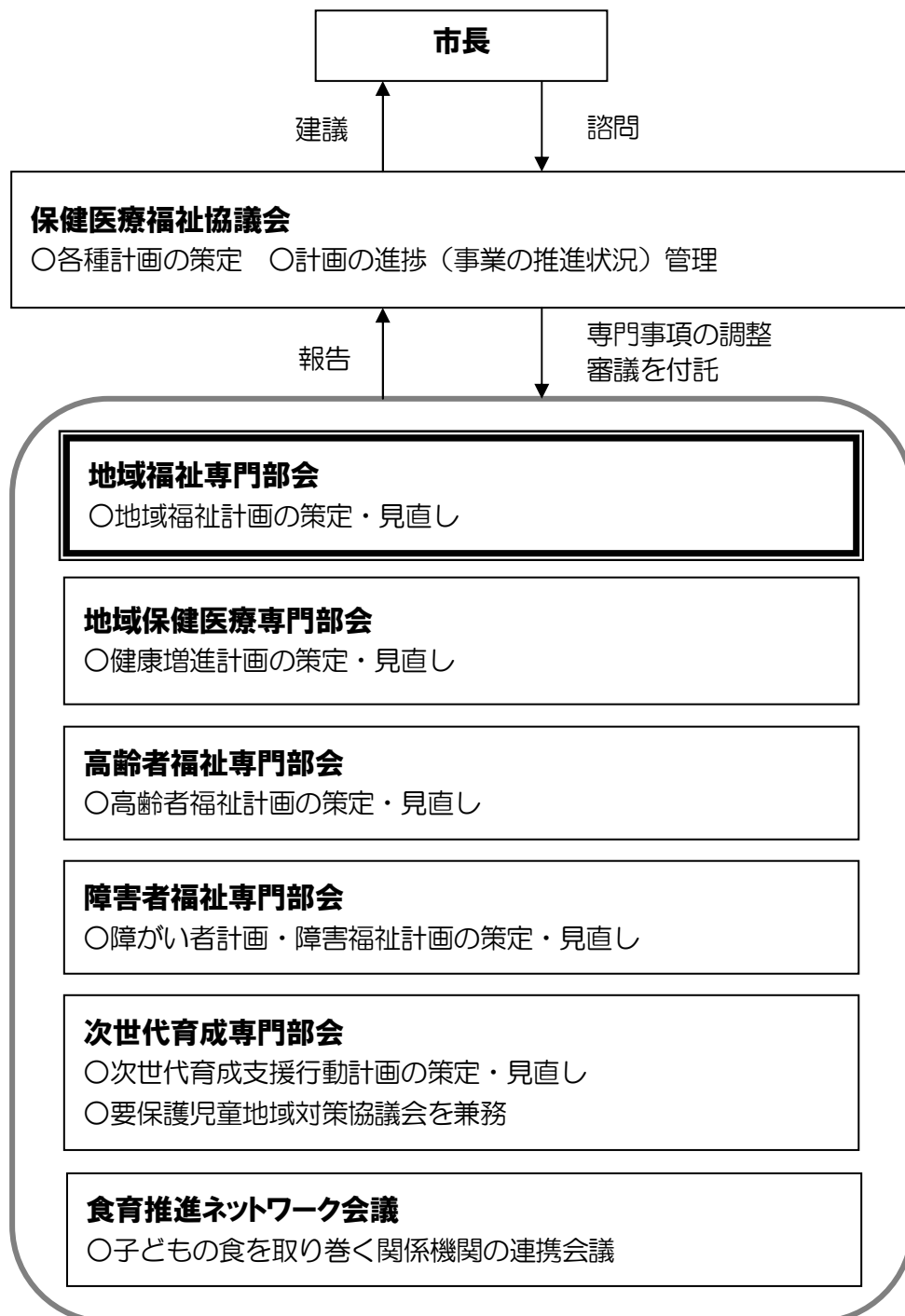
		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
総合振興計画	基本構想	計画期間：H18～27 年度				
				見直し	次期計画	
	基本計画	計画期間：(後期)H23～27 年度				
				見直し	次期計画	
保健医療福祉総合計画		計画期間：H25～29 年度				見直し
地域福祉計画		計画期間：H25～29 年度				見直し
健康増進計画		計画期間：H25～29 年度				見直し
高齢者福祉計画		計画期間：H24～26 年度				
			見直し	次期計画		
障害者福祉	障がい者計画	計画期間：H25～29 年度				見直し
	障害福祉計画	計画期間：H24～26 年度				
			見直し	次期計画		
次世代育成支援行動計画		計画期間：H22～26 年度				
			見直し	次期計画		
食育推進計画		計画期間：H25～29 年度				見直し

### 3

## 計画の策定体制

### (1) 組織体制

本市では、以下の組織体制で浜田市保健医療福祉総合計画を策定することとしており、本計画は地域福祉専門部会において審議を行いました。また、関係部局とも連携・調整を図りながら計画を策定しました。





## (2) アンケート調査

市民に身近な地域のことやボランティア活動等に関する現状を広く把握し、計画に反映することを目的としてアンケート調査を実施しました。なお、一般対象アンケートについては、これからの地域福祉の担い手として、特に現役世代（若年、壮年）の意識を把握することを目的とした調査対象者の抽出を行いました。

### ■中学生対象アンケート

調査対象者	市内9中学校の中学2年生
調査数	465名 《内訳》 ・ 第一中学校 : 132名 ・ 第二中学校 : 67名 ・ 第三中学校 : 108名 ・ 第四中学校 : 22名 ・ 浜田東中学校 : 49名 ・ 金城中学校 : 29名 ・ 旭中学校 : 10名 ・ 弥栄中学校 : 11名 ・ 三隅中学校 : 37名
調査方法	各中学校を通じた配付回収
調査時期	平成24年9月
調査票回収数	448名（回収率96.3%）

### ■一般対象アンケート

調査対象者	平成24年8月現在、市内在住の18歳以上の方
調査数	2,000名（無作為抽出） ※若年、壮年の回収数を確保することを考慮して、年代別の抽出数を調整した。
調査方法	郵送による配付回収
調査時期	平成24年9月
調査票回収数	981名（回収率49.1%）

## (3) 市民懇話会

市民が日頃感じている「自分の地域の良いところ、悪いところ」「災害時の地域における対応」など、市民の意見を把握し、計画に反映することを目的として、市民懇話会を開催しました。（浜田市社会福祉協議会の地域福祉活動計画策定に係る懇話会から意見を活用）

■全日程 : 平成24年8月31日～10月18日

■参加総数 : 494名（24会場 28地区）

■浜田自治区：190名

地区名	場所	開催日	参加人数
浜田地区	遠藤事務所	9月27日(木)	12
石見地区	石見公民館	9月11日(火)	32
長浜地区	長浜公民館	9月24日(月)	31
周布地区	周布公民館	10月12日(金)	22
大麻地区	大麻公民館	9月20日(木)	20
美川地区	美川公民館	9月26日(水)	16
国府地区	国府公民館	9月15日(土)	57

■金城自治区：95名

地区名	場所	開催日	参加人数
小国地区	小国公民館	9月25日(火)	16
久佐地区	ふれあい会館	10月9日(火)	12
今福地区			12
美又地区			12
波佐地区	ときわ会館	10月15日(月)	8
上来原地区	かたらいの家	10月17日(水)	8
下来原地区	みどり会館	10月18日(木)	11
七条地区			16

■旭自治区：78名

地区名	場所	開催日	参加人数
今市地区	旭センター	9月19日(水)	14
木田地区	木田生活改善センター	10月4日(木)	22
和田地区	和田公民館	9月28日(金)	15
都川地区	高齢者活動促進センター	9月22日(土)	12
市木地区	市木生活改善センター	9月24日(月)	15

■弥栄自治区：20名

地区名	場所	開催日	参加人数
安城地区	老人福祉センター	8月31日(金)	20
杵束地区			

■三隅自治区：111名

地区名	場所	開催日	参加人数
岡見地区	岡見公民館	9月29日(土)	16
三保地区	三保公民館	9月20日(木)	29
白砂地区	白砂公民館	9月27日(木)	8
三隅地区	三隅公民館	9月26日(水)	13
黒沢地区	黒沢公民館	9月25日(火)	25
井野地区	井野公民館	9月6日(木)	20

## 第2章 本市の現状と課題

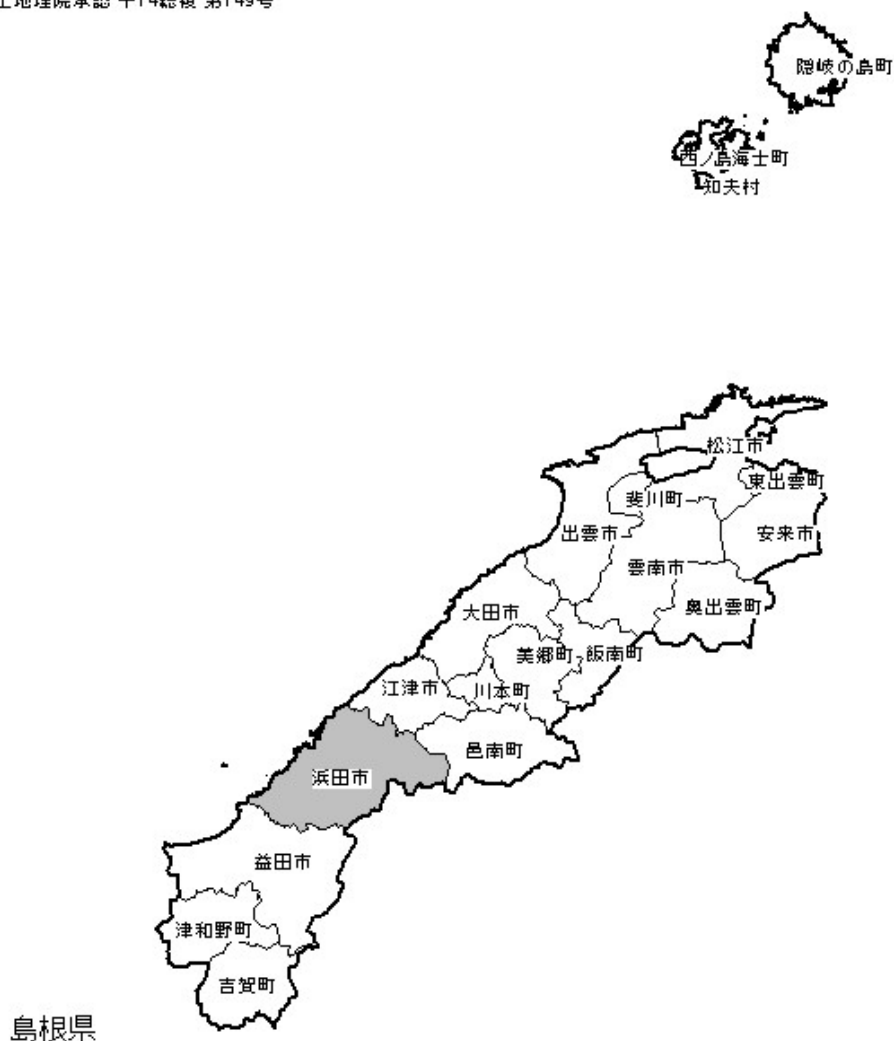
### 1 市の概況

#### (1) 位置と地勢

本市は島根県西部の日本海を臨む位置にあり、東は江津市、邑南町、西は益田市、南は広島県に隣接しています。面積は689.60km<sup>2</sup>で、県下で2番目の面積です。

本市の大部分は丘陵地や山地で、特に標高300m以下の丘陵地が広がっており、これが日本海まで迫っています。海岸線は切り立ったリアス式地形と砂丘海岸となっています。また、浜田川、周布川、三隅川等の主要河川が流れており、水資源に恵まれています。下流域には平地を形成し、市街地や農地があります。

国土地理院承認 平14総複 第149号



## (2) 市のあゆみと特性

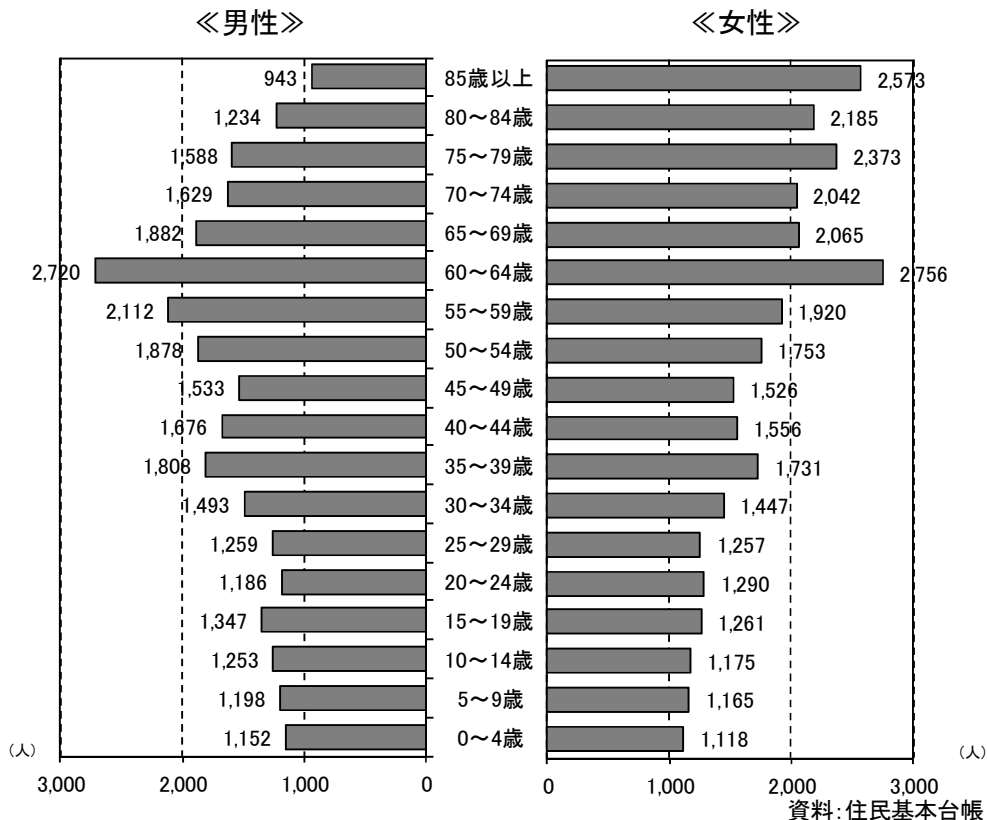
本市は古くから山陰、山陽を結ぶ交通の要衝として栄え、石見地方における中核都市として発展しています。平成17年10月1日に浜田市・金城町・旭町・弥栄村・三隅町の5市町村が合併し、島根県下で3番目の人口と2番目の面積を有する市となりました。本市では浜田港、中国横断自動車道広島浜田線やしまね海洋館アクアスなどの整備により、国内や対岸諸国との間で人やものの交流が活発に行われています。また、地域の知的財産である島根県立大学では、国内にとどまらず世界各地から学生や研究者等が集まり、さらに地域に開かれた大学として公開講座、フィールドワークなどを通じて情報発信や地域や市民との交流が生まれています。

今後は、このような職・遊・学など多様な「交流拠点」を有している地域の特性を活かして、さらに国内外の地域との人・もの・情報の交流を促進するとともに、豊かな自然環境のもとで、保健・医療・福祉の連携を進めることにより市民が安心して生活できる環境を整備し、県西部の中核都市にふさわしいまちをめざします。

## 2 人口の状況

### (1) 人口ピラミッド

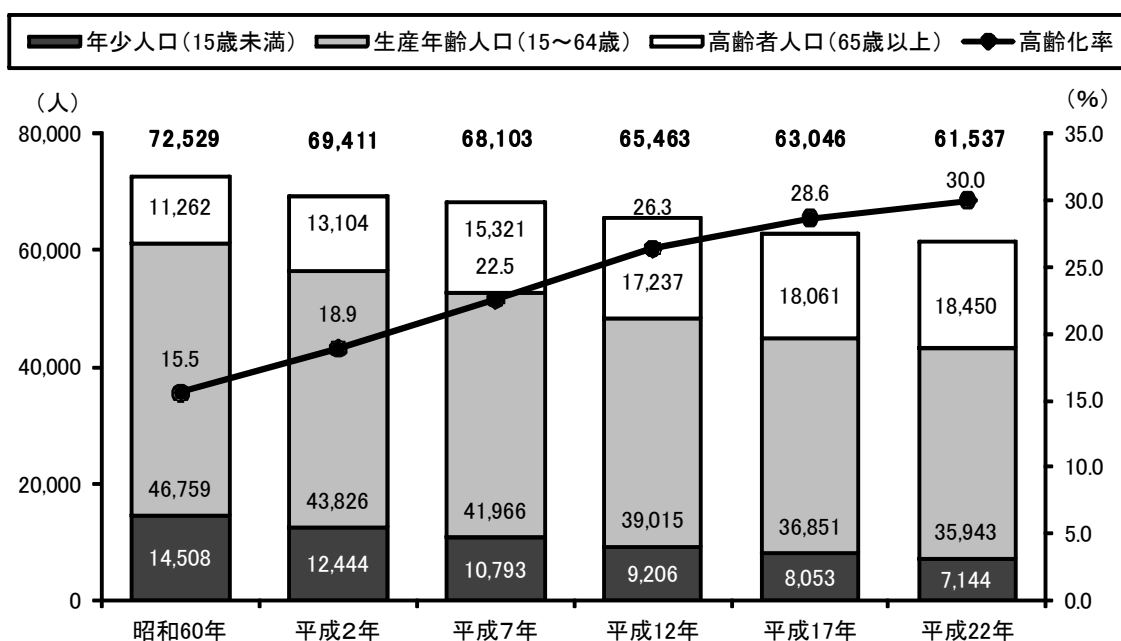
平成24年4月1日現在の人口構造は、男女共に60～64歳のいわゆる団塊の世代が最も多く、女性では75歳以上の後期高齢者も多い状況です。



## (2) 人口・高齢化率の推移

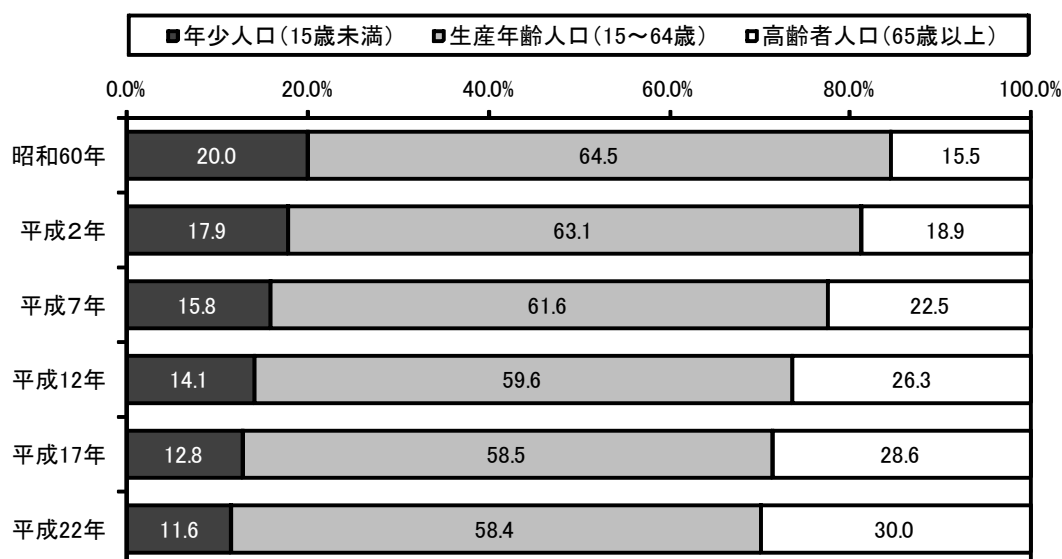
総人口は昭和60年以降、年々減少しています。人口構成をみると、年少人口及び生産年齢人口が年々減少している一方で、高齢者人口は増加しており、少子高齢化の進行がうかがえます。

### ■総人口と高齢化率の推移



資料: 国勢調査

### ■年齢3区分別比率の推移



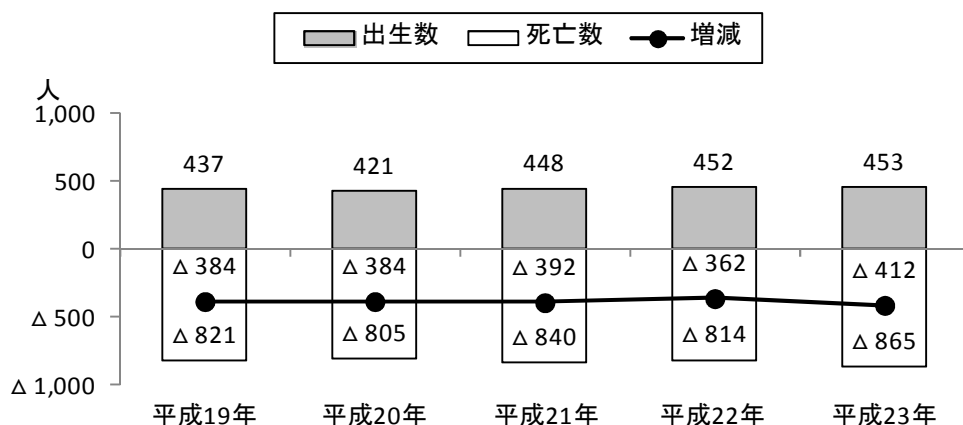
※構成比は端数処理しているため、合計が100.0%にならない場合があります。

資料: 国勢調査

### (3) 出生数・死亡数の推移

平成19年から平成23年にかけての出生数と死亡数の状況を見ると、平成20年以降、出生数は微増していますが、出生数よりも死亡数の方が多く、自然減の状況が続いています。

■出生数・死亡数の推移



■平成22年 合計特殊出生率

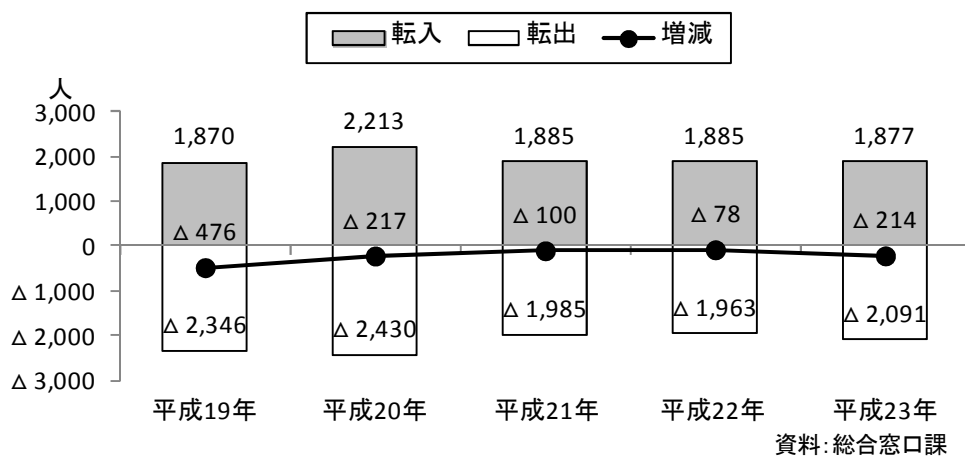
全国	島根県	浜田市
1.39	1.63	1.76

資料：(全国・島根県)平成22年人口動態統計、(浜田市)浜田保健所

### (4) 転入・転出の推移

平成19年から平成23年にかけての転入と転出の状況を見ると、各年増減はあるものの、毎年転出の方が多い状況が続いています。

■転入・転出の推移（社会動態）



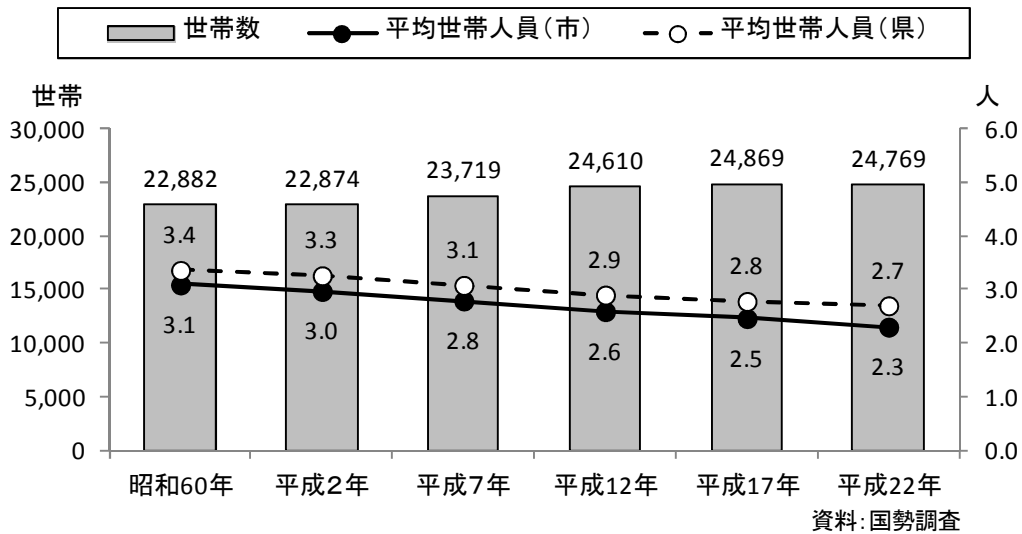
### 3

## 世帯の状況

### (1) 世帯数の推移

総世帯数は増加傾向が続いていましたが、平成22年においては微減しています。平均世帯人員は減少し、県を下回って推移しており、核家族化の進行がうかがえます。

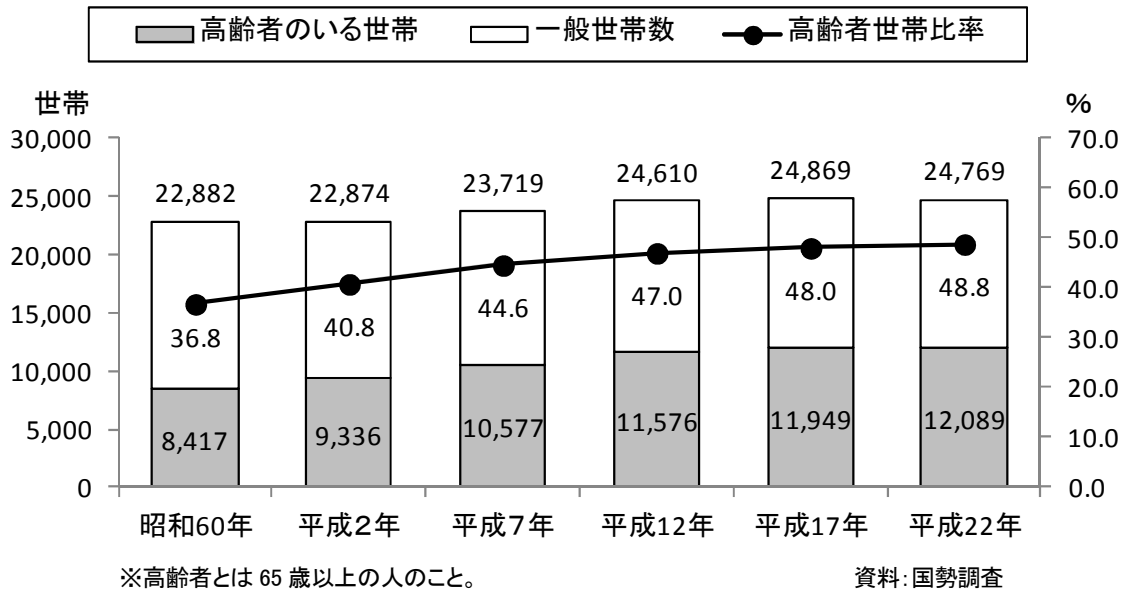
■世帯数と平均世帯人員の推移



### (2) 高齢者のいる世帯数の推移

一般世帯数のうち、高齢者のいる世帯は年々増加しており、平成22年には全世帯の半数程度が高齢者のいる世帯となっています。

■高齢者のいる世帯の状況



高齢者のいる世帯の内訳の推移をみると、高齢者単身世帯及び高齢者夫婦世帯が年々増加しており、県よりも高い割合で推移しています。平成22年では高齢者単身世帯が約3割、高齢者夫婦世帯が約2割となっています。

■高齢者のいる世帯の状況(浜田市)

単位:世帯

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
一般世帯数	22,882	22,874	23,719	24,610	24,869	24,769
高齢者のいる世帯	8,417	9,336	10,577	11,576	11,949	12,089
高齢者単身世帯	1,332	1,646	2,086	2,672	2,999	3,308
高齢者夫婦世帯	934	1,395	1,941	2,432	2,694	2,694
高齢者同居世帯	6,151	6,295	6,550	6,472	6,256	6,087

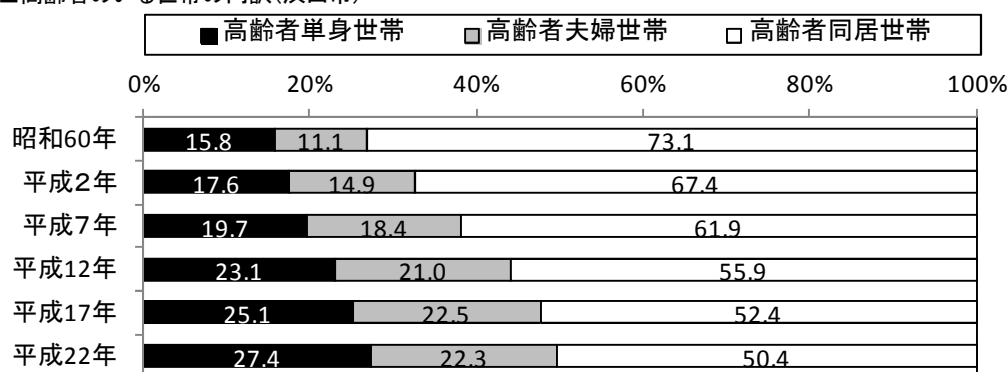
■高齢者のいる世帯の状況(島根県)

単位:世帯

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
一般世帯数	231,795	235,014	244,996	256,508	259,289	260,921
高齢者のいる世帯	89,374	99,537	112,331	123,265	128,687	131,636
高齢者単身世帯	10,702	13,615	17,160	21,124	24,452	27,279
高齢者夫婦世帯	8,185	12,015	17,057	21,754	24,562	26,439
高齢者同居世帯	70,487	73,907	78,114	80,387	79,673	77,918

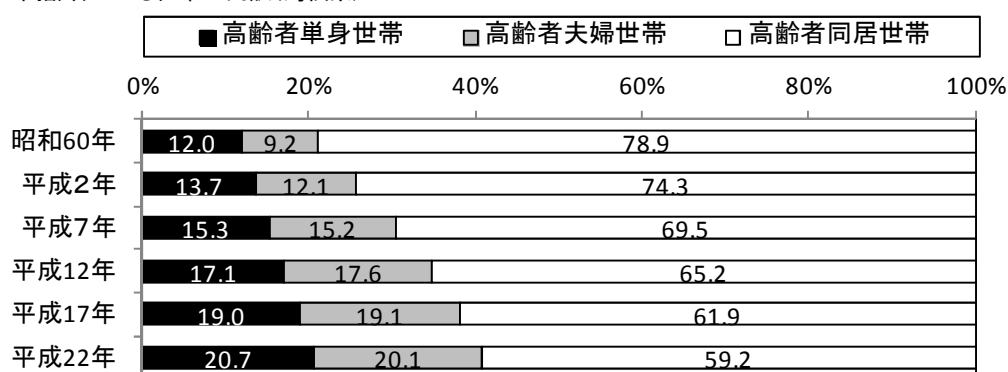
資料:国勢調査

■高齢者のいる世帯の内訳(浜田市)



資料:国勢調査

■高齢者のいる世帯の内訳(島根県)



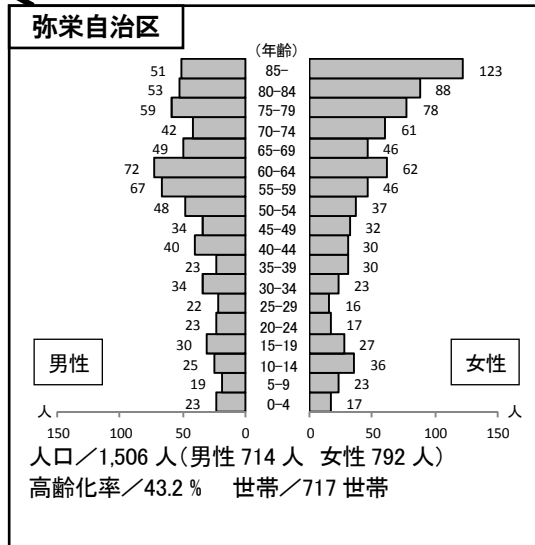
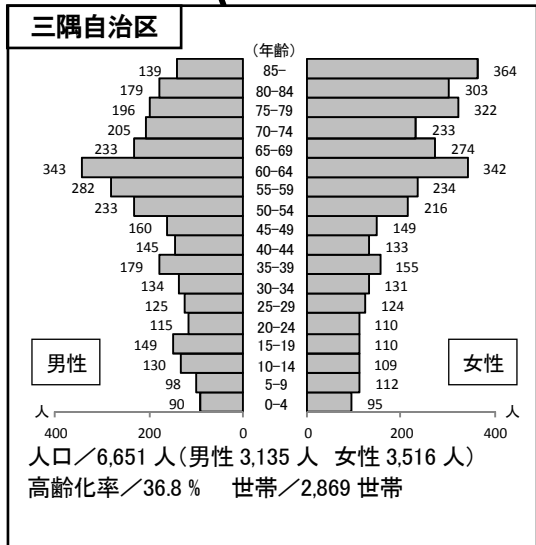
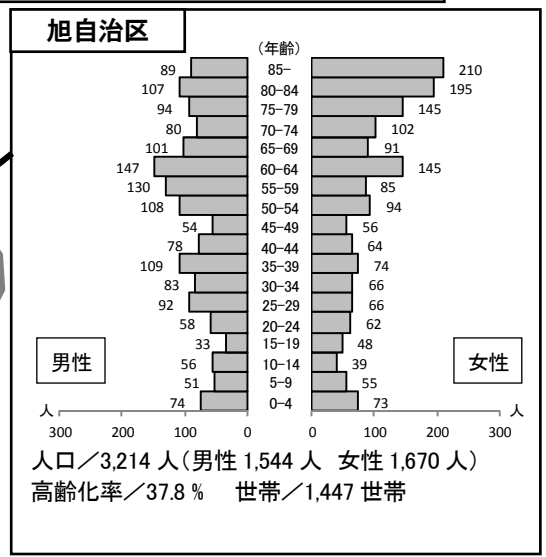
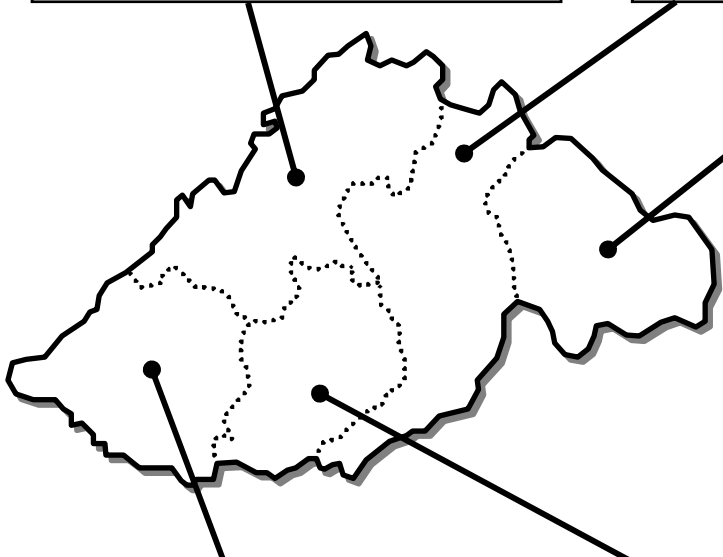
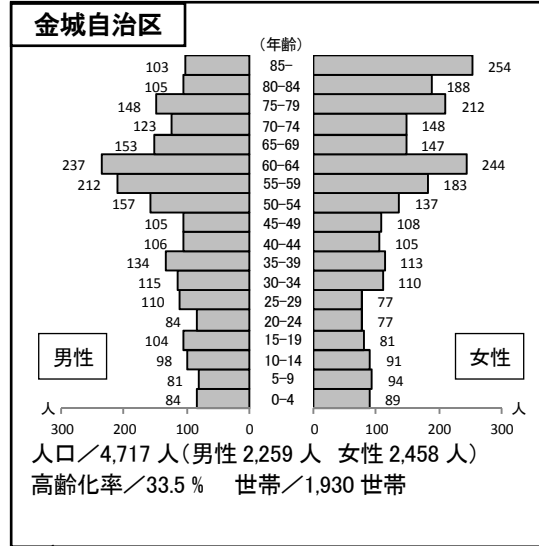
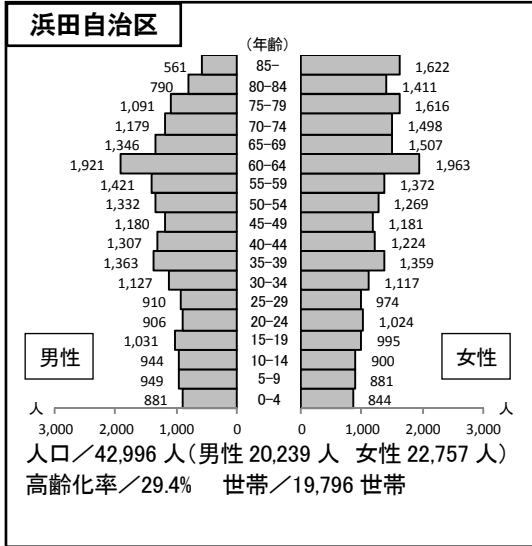
資料:国勢調査

※構成比は端数処理しているため、合計が100.0%にならない場合があります。



# 4 各自治区の特性

資料: 総合窓口課(平成 24 年 4 月 1 日現在)



## 5

## 市民の声から

## (1) 中学生対象アンケート調査結果

## ①近所・地域とのかかわり

- 地域の行事や活動へ比較的参加している割合は全体で4割。
- 近所の人とは「自分からあいさつをして、近所の人もあいさつを返してくれる」が6割と、半数以上の中学生が近所と顔見知りであいさつのできる関係にある。
- 地域の行事や活動への参加率が高い中学校ほど、近所と互いにあいさつのできる関係にある割合が高い傾向にある。

## ②ボランティア活動

- 「時間があれば参加したい」が6割弱と高い傾向にある。
- 地域の行事や活動に参加している人ほど、ボランティア活動に興味がある割合が高い傾向にある。
- 参加したい時期等は、「長期休暇中」に「友だちと」が最も高い。
- 活動内容は「まつりやイベントの手伝い」「乳幼児、小学生とのふれあい」「特技を活かした活動」「清掃・美化、ごみ・リサイクル」の順に高い。

## ③将来について

- 将来、浜田市に「住みたい」が1割、「わからない」が5割、「浜田市以外に住みたい」が4分の1程度。「住みたい」割合が前回から増加傾向にある。
- 地域の行事や活動に参加している人ほど、「住みたい」割合が高く、参加していない人ほど「浜田市以外に住みたい」割合が高い。
- 近所と互いにあいさつしている人ほど「住みたい」割合が高く、自分からあいさつしても近所の人が返さない、あるいは自分からあいさつをしない人ほど「浜田市以外に住みたい」割合が高い。

## 課題（必要な対策）

## 子どもたちの地域の行事や活動への参加促進

地域の行事や活動へ参加している人ほど、近所と互いにあいさつのできる関係にあるとともに、ボランティア活動への意識も高い。

また、これからも本市に住みたいかどうかは、近所との付き合い・地域の行事や活動への参加状況が大きく影響している。

地域のことを意識するきっかけとして地域の行事や活動への参加は重要であることから、より多くの中学生が参加できるような工夫が必要となっている。

## (2) 一般対象アンケート調査結果

### ①地域とのかかわり、地域への愛着

- 市民が助け合う「地域」の範囲は、「町内会」が約5割、「隣近所」が約3割の順に割合が高い。
- 近所との付き合いの程度は、「顔をあわせれば、あいさつをする」が約4割、「外で会うと世間話や情報交換など、よく立ち話をする程度の付き合い」が約3割の順に高くなっている。「ほとんど顔も知らない」は3%となっており、9割以上の人が近所とあいさつ以上の付き合いをしている。
- 地域の行事や活動へ参加している人は4割。年代別には50歳代以上の人の参加が4割を超えている。20歳代以下は他の年代に比べ、参加している人は2割未満と、参加率が低くなっている。
- 地域に愛着を感じている人は約5割。年齢が高い人ほど地域に愛着を感じている割合が高い。
- 現在住んでいる所にこれからも住み続けたいと思っている人は約6割、住み続けたくないと思う人は約1割となっており、年齢が高い人ほど住み続けたいと思っている。住み続けたいと思う理由は「自分の土地や家があるから」、「長年住み慣れた地域だから」の割合が高く、住み続けたくない理由は「買い物や交通の便が良くないから」、「特に親しい仲間・友人・ご近所がないから」の順に高くなっている。

#### 課題（必要な対策）

#### 若い世代が近所や地域とのかかわりを持つきっかけづくり

地域とのかかわり（行事等への参加や子どもたちへのあいさつ）の割合は、年代別では20・30歳代が少ない。この年代は近所とのかかわりも「あいさつ程度」が最も高い。この年齢層では今後も地域に住み続けたいと思う割合も低く、その理由である交通の便の改善や、近所との交流などの活性化が必要となっている。

育児や仕事等で忙しい年代ではあるが、20・30歳代が主体的に参加できるような地域行事を行うなど、近所や地域とのかかわりを持つきっかけをつくることが重要と考えられる。

## ②相談

- 相談できる人が地域に「いる」、「あまりいない」を合わせた、相談できる人が少しでもいる人は約6割、相談できる人がいない人は約1割。家族以外にいない人は約3割と、相談相手がまったくいない人の割合は、前回調査と比べて低くなっている。
- 家族以外に相談できる人がいない人は、20・30歳代が3割以上と、他の年代に比べ割合が高い。
- 困った時の相談相手は「家族、親戚」「知人、友人、同僚」「隣近所」の順に高くなっている。年齢層が高くなるにつれて「隣近所」の割合が高くなり、「知人・友人・同僚」の割合が低くなる傾向がみられる。
- 民生児童委員の認知度は約5割と、前回調査と比べて割合が若干低くなっている。

### 課題（必要な対策）

#### 地域から孤立する人を出さない相談・見守り支援

20・30歳代は他の年代に比べて相談相手は「家族以外いない」割合が高く、この年代は子育てをしている人が多い年代であることから、子育ての悩みを相談する相手が家族だけで、地域から孤立することがないように対策が必要となっている。

年齢層が高くなるにつれて、「隣近所」に相談する人の割合が高くなっており、高齢者の安心な生活において地域のつながりが役割を担っていると考えられる。そのため、高齢者や一人暮らしなどの世帯に対する隣近所からの見守り体制も重要となっている。

## ③「助け合い」「支え合い」に対する考え方

- いざという時に地域で頼れる人が「いる」と思う割合は約5割となっている。
- 住んでいる地域が「助け合っている」と思っている人は約3割。30歳代以下は「わからない」が約3割で他の年代よりも高い。
- 困っている人を見かけた時に手助けをするかどうかは、「積極的に実行している」が約5割、「求められて手助けをしたことがある」が約3割と、前回調査と比べて積極的に手助けをしている人が約1割増加している。
- 近所の高齢者・障がい者・子育て世帯への支援は「できる範囲で支援したい」が約3割で最も高い。「支援したい」という気持ちを持っているがどうしたらよいかわからないことや、余裕がなくできない人が約4割となっている。

### 課題（必要な対策）

#### 「支援したい」人を活動につなげるコーディネート

困っている人を見かけた時に積極的に手助けをしている人が微増している。

「支援したい」という気持ちを持っている人は全体で7割おり、特に意欲の高い40～70歳代を中心に「支援したい」人を実際の活動につなげるきっかけづくり、コーディネートが必要となっている。

#### ④ボランティア活動

- ボランティア活動の参加状況は「参加したことがない」が約5割で最も高い。「現在参加している」が約2割で、60歳代の参加が約3割で最も高い。
- ボランティア活動に参加していない人にとって活動が難しい原因は、「きっかけがない」と「仕事が忙しくて時間がとれない」がともに約3割で高くなっている。
- 20歳代以下では「きっかけがない」が、30～50歳代では「仕事が忙しくて時間がとれない」が、60歳代以上では「きっかけがない」、「その他」の回答が目立っている。その他回答の内容は「高齢であるため」や「病気やけがのため」の回答が多い。

課題（必要な対策）

ボランティア活動等の情報提供、参加のきっかけづくり

「きっかけがない」ためにボランティア活動に参加できていない人に対して、活動に関する情報提供等、参加するきっかけづくりが必要となっている。

#### ⑤防災対策

- 災害時の避難場所を知っている人の割合は約7割となっている。20～30歳代では知っている割合が4～5割と、他の年齢層と比べて認知度は低くなっている。
- 地域の防災訓練への参加率は約1割と低くなっている。
- 地域の自主防災組織への参加意向は約2割となっている。
- 緊急時の避難所への誘導などの支援を必要とする割合は約3割で、20歳代以下が3割以上と高くなっている。
- 災害時の助け合いで重要なことは、「日頃からのあいさつ、声かけや付き合い」、「地域の要援護者の把握」、「地域における援助体制の構築」の順に高くなっている。
- 災害について知ったり、助けを呼んだりするために必要なこととして、「防災行政無線で知らせてほしい」、「携帯電話に災害情報を送ってほしい」が約6割で高くなっている。年齢が高くなるにつれて、「市役所職員や消防団員が呼びかけに来てほしい」、「近所の人々に助けてもらいたい」の割合が増加する傾向がみられる。

課題（必要な対策）

地域防災体制の構築及び充実

20～30歳代の避難場所の認知度が他の年齢層と比べて低く、災害時の避難誘導の支援を必要とする割合が高くなっている。

災害時の助け合いのために必要なこととして、日頃からのあいさつや声かけなど、地域の関係づくりをあげる割合が高くなっている。しかしその一方で、地域の防災訓練への参加や自主防災組織への参加意向は低くなっている。

災害時の避難場所などの情報を発信していくとともに、地域の防災活動の周知・参加促進を図り、防災体制の充実を図ることが必要である。

## ⑥住民相互の助け合いに対する考え方・地域福祉推進のための課題

- 住民相互の自主的な支え合い、助け合いの関係は「必要だと思う」人が約7割。
- 特に取り組みが必要な課題は「ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯への支援」「災害時の助け合い」「障がいのある人への支援」の順に割合が高い。
- 介護保険や障がい福祉サービスなどの公的な支援のあり方について、「行政と地域住民が協力し合いながら行われるべきであると思う」、「国・県や市町村の責任で行うべきであると思う」の順に高くなっている。
- 地域福祉推進のために必要なことは、「地域住民一人ひとりが相互に助け合っていく意識を高めていくように啓発すること」、「学校教育や社会教育で、助け合いの意識を高める教育を充実すること」、「高齢者、障がいのある人、児童の福祉施設の整備を充実すること」の順に高い。年齢が高くなるにつれて、「地域住民一人ひとりが相互に助け合っていく意識を高めていくように啓発すること」の割合が高くなる傾向がみられる。

### 課題（必要な対策）

### 住民相互の助け合いの意識啓発

地域で取り組んでいくべき生活課題について、「高齢者」や「災害時の助け合い」、「障がいのある人の支援」などがあがっており、高齢者福祉・障がい福祉サービスの支援のあり方についても、「行政と地域住民が協力し合う」という協働の考えをあげる回答があがっている。

地域福祉推進のために必要なこととして「地域住民一人ひとりの意識啓発」があがっており、特に年齢が高くなるにつれてその割合も高く、日常から地域のつながりを持っており、その必要性を感じている高齢層の希望がみられる。

住民の助け合い意識の醸成は、地域への愛着や日常の不安ごとの解消、災害対策などさまざまな面での安心につながると考えられることから、地域でのかかわりの必要性について積極的な啓発を行っていくことが大切である。

## 6

## 地域福祉の取り組み状況と今後の課題

本市では、前計画における4つの基本目標に基づき、担い手の育成や活動支援、サービス提供体制の充実や相談支援体制の構築、バリアフリーや移動手段の確保など、関係機関や地域住民との協働のもと、地域福祉に関する取り組みを推進してきました。

しかし、アンケート調査結果からは、地域福祉の根本である、地域における支え合い、助け合いの意識は広がってきているものの、今後の地域福祉を担うべき世代に十分に浸透しているとは言えない状況がみられます。また、少子高齢化による地域活動の担い手不足などについては、さらに深刻化しており、前計画における課題を十分に解決することはできていないのが現状です。

そのため、本計画においては、前計画の課題に引き続き対応するとともに、特に「地域福祉の浸透」と「具体的な活動促進」に重点を置き、取り組みを推進することとします。

## 主な取り組み状況

## 1 地域の活動に市民が積極的に参加する

- 地域における小学生の見守りや高齢者の見守り活動の浸透
- 認知症サポーター、あいサポーター、ボランティアなどの養成
- ボランティアセンターの運営支援
- 地域コミュニティ組織に対するまちづくり総合交付金による活動促進

## 2 利用者主体のサービスを実現する

- 各種福祉サービス等に関する相談対応
- 視覚障がい、聴覚障がい者等に対する情報取得に関する支援
- 社会福祉協議会との連携による各種権利擁護事業
- 虐待やDVに対応する関係機関との連携体制の構築

## 3 総合的なサービス提供・連携体制を確立する

- サロンコーディネーターの設置による、高齢者サロン等の立ち上げや運営支援
- 地域ケア会議による地域の課題や事例の意見交換
- 健康づくり、生きがいづくりの支援を目的とした施設の運営

## 4 すべての市民が安心して暮らせるまちをつくる

- 福祉に関する意識啓発のための健康福祉フェスティバル等の開催
- 消防団や自主防災組織の活動促進
- 災害時要援護者制度の運用
- 生活路線バス、デマンドタクシーの運行
- 公共施設や道路等のバリアフリー化

前計画の課題と社会状況の変化を踏まえ・・・

**「地域福祉の浸透」と「具体的な活動促進」**

## 第3章 計画の基本的考え方

### 1 基本理念

前計画では、市民や福祉にかかわる専門職の人の声からあがった「意識」と「つながり」という言葉をキーワードにした基本理念を掲げ、市民一人ひとりが地域について考え、互いに支え合い、助け合いのできる地域社会の構築をめざし、取り組みを進めてまいりました。

平成23年3月の東日本大震災では、地域の住民同士の支え合いや助け合い、NPO・ボランティア団体の協力や、行政と民間機関、また市民がお互いの総力を結集して対応する「協働」の関係の重要性が再認識されました。

本計画の策定にあたって実施したアンケート調査等においても、市民の誰もが地域で安心して暮らしていく上で、地域の一人ひとりのつながりや、地域へのかかわりが大切だと考える意見があげられています。

市民一人ひとりが地域の活動に参加したり、地域で困っている時、困っている人を見つけた時に助け合える「意識」を持つこと、また、そうした地域の人との関係を育み信頼関係を得たり、関係機関や団体のネットワークなど、地域福祉を推進する「つながり」を持つことは、今後も重要なものです。

そのため、本計画においても次の基本理念を継続します。

## 市民を主役に 互いを認め合い 支え合うまち

「市民を主役に」という言葉には、市民一人ひとりが自分たちの地域について考え、参加する意識を持つということと、地域福祉に関する活動をする側も市民を中心に活動していく、という思いを込めています。

福祉に対する意識を高めることは互いを認め合うことにもつながることから、「市民を主役に」という意識を市民一人ひとりが持つことで、「互いを認め合い 支え合うまち」をめざします。



## 2

## 基本目標

### 1 地域の活動に市民が積極的に参加する

地域を構成するのはそこに住む人々であり、地域をより良くしていくためには市民の力が不可欠です。そのため、地域福祉は「住民参加」が前提となります。

学校教育や生涯学習等を通じて、市民一人ひとりが互いを認め合い、地域に参加する意識を高めていきます。また、ボランティア活動等により多くの市民の参加を促進するとともに、より活発に市民活動が行われるように支援を推進します。

### 2 利用者主体のサービスを実現する

現在の福祉サービスは、利用者が事業者と対等な立場に基づきサービスを選択する「利用制度」となっています。

利用する市民の視点に立ち、必要としている人が必要なサービスを利用し、自立した生活を送ることができるように、情報提供と相談体制を充実するとともに、権利擁護、サービスの質・量の確保を推進します。

### 3 総合的なサービス提供・連携体制を確立する

地域づくりの基本となる隣近所でのつながりづくりをはじめとして、小地域・自治区・全市において重層的な支え合いのネットワークづくりを推進します。

また、市民のライフステージを通じて切れ目なく、適切な支援を行うため、保健・医療・福祉・教育・労働等の関係機関の連携体制を確立します。

### 4 すべての市民が安心して暮らせるまちをつくる

すべての人が共に生きる社会こそノーマル（普通）の社会である、という「ノーマライゼーション<sup>1</sup>」の考え方は地域福祉において重要な理念です。

すべての市民が安心して、共に住み慣れた地域で暮らせるように、共に生きる意識の啓発を行うとともに、防犯・防災といった地域の安全・安心の体制づくり、移動手段の確保、施設や交通環境の整備を推進します。

<sup>1</sup> ノーマライゼーション

障がいのある人もない人も、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方。

### 3 計画の体系

#### 目的

#### 「地域福祉の浸透」と「具体的な活動促進」

すべての市民が尊厳を持って住み慣れた地域で安心して暮らせるように、市民・福祉団体・行政等が共に考え、共に取り組みを推進すること

#### 理念

市民を主役に 互いを認め合い 支え合うまち

#### 基本目標

1

地域の活動に市民が積極的に参加する

2

利用者主体のサービスを実現する

3

総合的なサービス提供・連携体制を確立する

4

すべての市民が安心して暮らせるまちをつくる

#### 地域福祉推進のための施策

- 1 市民の福祉意識の醸成
- 2 多様な人材の育成・支援
- 3 地区組織・団体活動の充実

- 1 情報提供の充実
- 2 相談体制の充実
- 3 権利擁護の推進
- 4 サービスの質・量の確保

- 1 身近な地域でのつながりづくり
- 2 重層的な支え合いネットワークづくり
- 3 保健・医療・福祉と他分野との連携

- 1 心のバリアフリーの推進
- 2 防災・防犯活動の推進
- 3 移動手段の確保
- 4 バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくり

#### 課題（アンケート調査より）

- 学校教育など、若い年齢層からの福祉意識の醸成
- 「支援したい」人を活動につなげるコーディネート
- ボランティア活動等の情報提供、参加のきっかけづくり
- 住民相互の助け合いの意識啓発
- 地域活動の周知・参加促進

- 近所同士で助け合いの関係を築くきっかけづくり
- 若い世代が近所や地域とのかかわりを持つきっかけづくり
- 必要な人へ必要なサービス情報の提供

- 地域から孤立する人を出さない相談・見守り支援
- 課題を共有するための仕組みづくり
- 生活に関する相談窓口や専門員の充実

- 防災・防犯に関する情報の発信
- 防災組織の活動の活性化支援
- 発達障がい児・者の理解不足の解消
- 移動手段の確保

## 第4章 地域福祉推進のための施策

### 1 地域の活動に市民が積極的に参加する

#### (1) 市民の福祉意識の醸成

地域福祉を推進する上で、市民一人ひとりが地域に参加する意識、地域に共に暮らす人々を思いやる気持ちを持つことが大切です。

##### 現状と課題

#### ▶ アンケート調査からの現状と課題

- 住民相互の自主的な支え合い、助け合いの関係が「必要」と思っている人が約7割と大半を占めています。
- 地域福祉を推進していくために必要なこととして、「地域住民一人ひとりが相互に助け合っていく意識を高めていくように啓発すること」、「学校教育や社会教育で、助け合いの意識を高める教育を充実すること」が高くなっています。
- 住民同士の支え合いが必要と考える意識は広く市民に浸透しており、さらなる啓発が必要と考える声があがっていることから、今後もできる限り若い年齢層からの福祉意識の醸成に取り組んでいく必要があります。

#### ▶ ヒアリング調査からの現状と課題

- 地域では市民が積極的に地域活動に参加しており、小学生の見守りや高齢者の見守りなどを行っています。
- 小中学校では、「総合的学習の時間」の中で福祉学習が実施されており、今後も実施校の増加に努めていくことが大切です。
- 認知症サポーター養成講座やあいサポーター養成講座など全世代を対象に福祉に関する知識の普及が図られています。また、平成23年度から市民後見人養成講座に取り組んでおり、地域の中で支援活動を行うことができる人材の育成に努めています。
- 小中学校での福祉学習や、各種養成講座で得た知識等を発揮する場が少ないため、活動の場の充実を図っていくことが必要です。

## 施策の方向

子どもの頃からより多くの人とふれあいながら福祉に対する意識を養うとともに、誰もが参加しやすい学習機会の提供、交流の機会を通じて、広く市民全体の福祉意識の向上を図ります。

本計画の「共助」の「地域」とは、自治会・町内会等の地域コミュニティ組織・民生児童委員・福祉委員・ボランティア・NPO団体・福祉関連民間事業者・一般企業等をさす。

### ① 幼児期からの福祉意識の醸成

主 体	取り組みの内容
自 助 (一人ひとりが努力すること)	○交流の機会に積極的に参加します。
共 助 (地域が連携して取り組むこと)	○地域資源を活用した福祉教育を推進します。 ○福祉施設の地域への開放に努めます。
公 助 (行政と社協が推進していくこと)	○認可保育所において障がい児保育や高齢者との交流を実施しており、引き続き推進します。

### ② 小・中・高校生に対する福祉教育の推進

主 体	取り組みの内容
自 助 (一人ひとりが努力すること)	○福祉教育の場に積極的に参加します。 ○学習したことを地域活動等に活かします。 ○(保護者として)いのちの大切さを伝えます。
共 助 (地域が連携して取り組むこと)	○地域資源を活用した福祉教育を推進します。 ○福祉施設の地域への開放に努めます。
公 助 (行政と社協が推進していくこと)	○総合的な学習の時間などの機会を利用した福祉体験学習や「ふるさと教育」を推進します。 ○保育所・幼稚園・子育て支援センターにおいて、中高生を対象とした子育て体験学習を実施します。 ○ボランティアセンターにおいて、ボランティア活動を体験する機会を設け、学校で学んだことを実践できる活動の拡大を図ります。

### ③ 生涯学習による福祉教育の推進

主 体	取り組みの内容
自 助 (一人ひとりが努力すること)	○公民館活動や出前講座に積極的に参加します。 ○学習したことを地域活動等に活かします。
共 助 (地域が連携して取り組むこと)	○福祉に関する講座や行事等の企画・実施(講師の派遣など)に協力します。
公 助 (行政と社協が推進していくこと)	○公民館活動や出前講座において、福祉に関するプログラム(講座)を充実します。

#### ④ 各種講座等の情報提供

主 体	取り組みの内容
自 助 (一人ひとりが努力すること)	○広報等で情報を収集する意識を持ちます。
共 助 (地域が連携して取り組むこと)	○福祉に関する講座や活動を積極的に広報します。 ○視覚・聴覚障がい者等に配慮した情報発信形態の作成に協力します。
公 助 (行政と社協が推進していくこと)	○認知症サポーター養成講座やあいサポーター養成講座などをはじめとする講座について周知や参加の促進を図ります。 ○広報・市ホームページ等を活用し、福祉に関する講座等の情報を提供します。 ○多くの人が情報を入手できるように、関係団体と連携して音訳テープ等さまざまな形での情報提供に努めます。

#### ⑤ 各種行事の開催

主 体	取り組みの内容
自 助 (一人ひとりが努力すること)	○健康や福祉に関する行事や講演会、地域の行事へ積極的に参加します。
共 助 (地域が連携して取り組むこと)	○健康や福祉に関する行事や講演会の開催、あるいは開催に協力します。 ○市民の交流と福祉への意識を高められる行事を実施します。
公 助 (行政と社協が推進していくこと)	○健康や福祉に関する行事や講演会を開催します。 ○「障害者週間」「人権週間」等の機会に、市民が交流し理解を深める行事の開催を支援します。

##### ※認知症サポーター養成講座

厚生労働省では、「認知症を知り地域をつくるキャンペーン」の一環として、「認知症サポーターキャラバン」事業を展開しています。「認知症サポーター」を全国で養成し、認知症になっても安心して暮らせるまちを目指しています。

認知症サポーターは、認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者です。養成講座受講者には、「私は認知症の人を支援します」という意思を表すオレンジリングを贈呈しています。浜田市内では、平成24年12月末現在 2,358人の認知症サポーターが誕生しています。

##### ※あいサポーター養成講座

「あいサポート運動」は、多様な障がいの特性の理解に努め、障がいのある人に温かく接するとともに、障がいのある人が困っているときに「ちょっとした手助け」を行うことを進める運動です。

平成21年11月に鳥取県からスタートし、島根県は平成23年3月に鳥取県と「あいサポート運動の共同推進に関する協定」を結び、この運動を連携して進めています。

講座受講者には、「あいサポートバッジ」が贈呈され、困っている障がいのある方にちょっとした手助けや配慮をすること、あいサポートバッジをつけて声をかけやすくすること、「あいサポート運動」の精神を広めていくことなどをしています。浜田市内では、平成24年12月末現在 1,293人のサポーターが誕生しています。

## (2) 多様な人材の育成・支援

地域福祉活動は、基本的に活動を行う「人」に支えられています。リーダーをはじめ、活動を行う人材の発掘・育成を計画的かつ継続的に行っていく必要があります。

### 現状と課題

#### ▶ アンケート調査からの現状と課題

- 困っている人を見かけた時に何らかの手助けをする人は約8割と、助け合いの意識を持つ市民が多くなっています。
- 近所の高齢者・障がい者・子育て世帯への支援をできる範囲で支援したいと考えている人は約3割、支援したいがどうしたらよいかわからない、余裕がなくできない人が約4割となっています。
- ボランティア活動の参加状況は「参加したことがない」が約5割と高くなっており、参加していない理由は「きっかけがない」、「仕事が忙しくて時間がとれない」が主となっています。
- 支援が必要な人に対し、何らかの手助けを行いたいと考える人の、ボランティア等への参加促進を図れるよう、きっかけとなる地域活動や学習の場の充実を図り、人材の育成・確保に取り組んでいくことが大切です。

#### ▶ ヒアリング調査からの現状と課題

- 社会福祉協議会が設置するボランティアセンターにおいて、各種ボランティア養成研修等を実施しています。また、市ではボランティアセンターの運営の支援を行っています。
- 青少年を対象にボランティアニュースを発行し、青少年のボランティア育成について情報発信しています。
- 認知症サポーター養成講座やあいサポーター養成講座など全世代を対象に福祉に関する知識の普及が図られています。また、平成23年度から市民後見人養成講座に取り組んでおり、地域の中で支援活動を行うことができる人材の育成に努めています。(再掲)
- 今後は、団塊の世代の大量退職期を受け、これらの世代に対して、社会貢献活動への参加を働きかけ、ボランティアの人材の養成・確保に努めることが必要です。

## 施策の方向

幅広い層にボランティア・NPO活動等の市民活動への参加を働きかけるとともに、既存の市民活動の情報や様子等の情報発信を積極的に行い、活動への支援と参加促進を推進します。

### ① ボランティアの養成

主 体	取り組みの内容
自 助 (一人ひとりが努力すること)	○ボランティア養成講座に積極的に参加します。 ○学習したことを地域活動等に活かします。
共 助 (地域が連携して取り組むこと)	○ボランティア養成講座の企画・実施に協力します。 ○ボランティアに関する情報提供や相談などを地域の身近な場所で行います。
公 助 (行政と社協が推進していくこと)	○子育て支援・高齢者福祉・障がい者福祉に関するボランティア養成講座を開催します。 ○認知症サポーター養成講座、あいサポーター養成講座を開催し、参加促進を図ります。

### ② ボランティア、NPOの活動支援と参加促進

主 体	取り組みの内容
自 助 (一人ひとりが努力すること)	○支援者・協力者として登録に努めます。 ○ボランティアセンター、ファミリーサポートセンター、シルバー人材センターを積極的に活用します。
共 助 (地域が連携して取り組むこと)	○ボランティアセンターを積極的に活用します。 ○シルバー人材センターに仕事を発注します。
公 助 (行政と社協が推進していくこと)	○ボランティアに関するコーディネート等を行う、ボランティアセンターの機能を強化します。 ○ボランティアやNPO活動等市民の活動に関する情報発信等、活動支援をします。 ○ファミリーサポートセンターの運営を推進します。 ○シルバー人材センターの運営を支援します。

### ③ 大学生等による地域福祉活動の促進

主 体	取り組みの内容
自 助 (一人ひとりが努力すること)	○(大学生等、若い世代は)地域福祉活動に積極的に参加・実施します。 ○若い世代と積極的に交流します。
共 助 (地域が連携して取り組むこと)	○地域福祉活動に大学生等の若い世代の参加を積極的に働きかけます。
公 助 (行政と社協が推進していくこと)	○大学生等、若い世代がボランティア等の地域福祉活動を実施、あるいは活動に参加できるよう、機会を提供します。

#### ④ 高齢者・退職者への地域福祉活動の参加促進

主 体	取り組みの内容
自 助 (一人ひとりが努力すること)	○(高齢者や退職者は) ボランティア養成講座や地域福祉活動に積極的に参加します。
共 助 (地域が連携して取り組むこと)	○高齢者や退職者が豊富な知識や経験を活かせる場を提供するとともに、積極的に活動への参加を働きかけます。
公 助 (行政と社協が推進していくこと)	○高齢者や退職者に対して、ボランティア養成講座やボランティア等の地域福祉活動について積極的に情報提供し、参加を働きかけます。

#### ⑤ 地域のリーダー育成

主 体	取り組みの内容
自 助 (一人ひとりが努力すること)	○自分の持つ技術や知識を地域福祉活動に活かします。
共 助 (地域が連携して取り組むこと)	○研修等の企画・実施に協力します。 ○リーダーの活躍の場を提供するとともに、リーダーに協力しながら地域福祉活動を推進します。
公 助 (行政と社協が推進していくこと)	○福祉現場などの経験者(退職者)・高齢者等を地域福祉推進のリーダーとして育成するための研修等の実施に努めます。 ○地域の中で活動する健康福祉関係委員(民生児童委員、福祉委員、すこやか委員など)への研修等を実施します。

#### ⑥ 企業によるボランティア活動の促進

主 体	取り組みの内容
自 助 (一人ひとりが努力すること)	○まちづくり活動に参加します。
共 助 (地域が連携して取り組むこと)	○事業主をはじめ、従業員全員が社会貢献の意識を高めます。
公 助 (行政と社協が推進していくこと)	○企業に対して社会貢献への理解を働きかけ、まちづくり活動への協力を働きかけます。 ○高齢者への見守りなど地域で活動する企業が参加できるボランティア活動の仕組みづくりを検討します。



### (3) 地区組織・団体活動の充実

地域にはさまざまな地区組織・団体があり、地域での福祉活動への支援は社協がその推進役として中心的な役割を果たしていますが、今後さらなる地域福祉の推進を図るために、市と社協が連携し、市民主体の地域福祉活動を側面から支援することが重要となっています。

#### 現状と課題

##### ▶ ヒアリング調査からの現状と課題

- 平成 23 年度から自治会等の地域コミュニティ組織の活動経費について、まちづくり総合交付金を交付し、地域の団体活動の支援を行っています。
- 地域団体内において、地域住民の高齢化等により、活動が行うことができない地区が生じており、活動の紹介など、団体への参加を促す取り組みや、地区間の連携を深めるなどの取り組みが必要です。

#### 施策の方向

地区組織や団体に対して、活動への支援を行うとともに、より多くの市民が活動に参加できるよう、活動内容の情報提供等、参加促進を行います。

##### ① 地区社協活動の推進

主 体	取り組みの内容
自 助 (一人ひとりが努力すること)	○地区社協活動へ積極的に参加・協力します。
共 助 (地域が連携して取り組むこと)	○地区社協を中心とした地域福祉に関する組織や団体の連携強化を図るとともに、情報の共有化を図ります。
公 助 (行政と社協が推進していくこと)	○地区社協活動を支援します。

## ② 自治会等の地域コミュニティ組織活動の推進

主 体	取り組みの内容
自 助 (一人ひとりが努力すること)	○町内会・自治会等の行事に積極的に参加・協力します。
共 助 (地域が連携して取り組むこと)	○地域課題を共有するとともに、課題解決に向けて協議します。
公 助 (行政と社協が推進していくこと)	○町内会・自治会等の地域コミュニティ組織の活動を支援します。

## ③ 各種団体活動の推進

主 体	取り組みの内容
自 助 (一人ひとりが努力すること)	○団体活動に参加します。 ○より多くの方が活動に参加できるように声かけ等、仲間づくりを進めます。
共 助 (地域が連携して取り組むこと)	○団体同士の交流・情報交換を推進します。 ○福祉活動や地域課題の解決のための連携を図ります。
公 助 (行政と社協が推進していくこと)	○母親クラブや高齢者クラブ等、当事者同士の団体活動を支援します。 ○当事者団体の活動内容の情報を提供し、市民の参加を促進します。

## 2 利用者主体のサービスを実現する

### (1) 情報提供の充実

各種制度、サービスの充実により、利用者が福祉サービスを選択・決定する時代となり、利用者自身が適切な情報を収集し、選択することが必要となっています。

#### 現状と課題

##### ▶ アンケート調査からの現状と課題

- 情報の入手先として、「市役所の窓口や広報紙」、「町内会の回覧板」「隣近所・町内会・自治会」、「新聞・雑誌・テレビ・ラジオ」の順に高くなっています。
- 高齢者層では町内会の回覧板による情報入手が高い傾向があることや、若い年齢層ではインターネットでの情報入手の割合が多くなっているなど、誰でもいつでも必要な情報や知識を入手できるように、情報入手する場所・媒体の充実を図ることが重要となっています。
- 情報提供については、高齢者や障がい者を含め、誰もが等しく必要な情報を入手できることが求められています。

##### ▶ ヒアリング調査からの現状と課題

- 高齢者、障がい者、児童福祉など分野別の情報は、庁内の各担当部署での相談対応等による情報提供を行っています。また、聴覚障がい者のための手話通訳者や要約筆記奉仕員の派遣など、情報のバリアフリー化にも取り組んでいます。
- 今後も、必要な情報を必要な方が得ることができるよう、情報発信の場や手段の充実が必要です。

## 施策の方向

誰もが等しく必要な情報を入手できるように、情報提供の充実を図ります。個人情報を取り扱う際には、適切な利用と漏洩の防止を図ります。

### ① 情報提供の推進

主 体	取り組みの内容
自 助 (一人ひとりが努力すること)	○広報や回覧板等には必ず目を通します。
共 助 (地域が連携して取り組むこと)	○地域の行事や事業者が行うサービス等の情報を定期的に更新し、紙媒体やインターネット等により情報を発信します。 ○子育て支援センターや地域包括支援センター等、中核機関に情報を発信します。 ○サロン活動の場を活用して情報提供を行います。
公 助 (行政と社協が推進していくこと)	○広報による情報発信を一層充実します。 ○メール・インターネット等、電子媒体による情報提供を拡充します。 ○ケーブルテレビを利用した情報発信を推進します。 ○市民が情報を入手しやすいように、各種相談窓口や公民館、サロン活動の場等、市民の利用が多い場所に情報を集約します。

### ② 情報提供のユニバーサルデザインの推進

主 体	取り組みの内容
自 助 (一人ひとりが努力すること)	○手話通訳や点字等、ボランティア養成講座の参加や専門的知識の習得に取り組みます。
共 助 (地域が連携して取り組むこと)	○情報提供にあたっては、誰もが情報を得られるようにユニバーサルデザインに努めます。
公 助 (行政と社協が推進していくこと)	○広報やホームページ等で情報提供する際には、文字の大きさや配色に配慮します。 ○聴覚障がい者のための手話通訳や要約筆記奉仕員の派遣を推進します。

### ③ 個人情報の保護

主 体	取り組みの内容
自 助 (一人ひとりが努力すること)	○個人情報保護について正しく理解し、個人情報を適切に取り扱います。
共 助 (地域が連携して取り組むこと)	
公 助 (行政と社協が推進していくこと)	○浜田市個人情報保護条例に基づき、個人情報の適切な取り扱いと情報漏洩の防止を図ります。 ○市民の個人情報保護に対する理解を深めるため、啓発を進めます。

## (2) 相談体制の充実

保健・医療・福祉に関する相談は、市の各担当窓口のほか、地域包括支援センターや子育て支援センター、障がい者福祉の相談支援事業所等で対応しています。

地域住民が抱える問題を早期に発見し、深刻な事態となる前に適切に対応していくためには、相談が果たす役割は大きなものとなっています。

地域から孤立する人がでないように、困った時に気軽に相談できる人・場所を身近な地域につくり、状況に応じて身近なところから専門機関に適切につなげていく相談支援体制を強化していくことが求められています。

### 現状と課題

#### ▶ アンケート調査からの現状と課題

- 相談できる人がいない人は約1割となっています。
- 20・30歳代では相談できる人が「家族以外にいない」が他の年代よりも割合が若干高くなっています。この年代は子育てをしている人が多い年代であることから、子育ての悩みを相談する相手が家族しかおらず、地域から孤立することがないように対策が必要となっています。
- 困った時の相談相手は、高い順に「家族、親戚」「知人・友人・同僚」「隣近所」になっています。年齢層が高くなるにつれて「隣近所」の割合が高くなり、「知人・友人・同僚」の割合が低くなる傾向がみられることから、高齢者層の地域での孤立を防ぐ上で、地域のつながりが重要と考えられます。
- 民生児童委員の認知度は約5割となっています。民生児童委員は市民の身近な相談相手として活動していることから、市民へのさらなる周知が必要となっています。

#### ▶ ヒアリング調査からの現状と課題

- 地域の中の身近な相談窓口である民生児童委員の活動の支援を行うとともに、委員の資質向上に向けた研修等を実施しています。また、庁内では福祉分野別の相談窓口が相談に対応し、より専門的な事案については、専門機関を紹介しています。
- 分野別の相談が主となっていますが、分野を横断した事案に対応できるよう、相互の連携や専門機関との連携を密にしていくことが必要です。
- 相談や支援を必要とする方は増加傾向にあり、相談員の増員や専門職種の確保が必要となります。

## 施策の方向

市民の身近な相談相手として、各種相談支援員の活動を支援していきます。また、高齢者は地域包括支援センター、障がい者は相談支援事業所、子育て支援は子育て支援センターが総合的な相談窓口となり、各相談窓口を中心とした相談支援体制を強化します。

### ① 身近な相談支援員活動の充実

主 体	取り組みの内容
自 助 (一人ひとりが努力すること)	○身近にいる民生児童委員をはじめとした各種相談員を把握します。 ○困った時は抱え込まず、気軽に相談することを心がけます。
共 助 (地域が連携して取り組むこと)	○(民生児童委員をはじめとした各種相談支援員は)地域での相談・見守り活動を推進します。 ○各種相談支援員と連携して地域での見守り体制を充実します。
公 助 (行政と社協が推進していくこと)	○民生児童委員をはじめ、主任児童委員、福祉委員、身体障がい者・知的障がい者相談員といった、市民の身近な相談員について、広く市民に広報するとともに、活動への支援を強化します。

### ② 各相談窓口を中心とした相談支援体制の強化

主 体	取り組みの内容
自 助 (一人ひとりが努力すること)	○相談窓口を把握します。 ○困った時は抱え込まず、気軽に相談窓口を利用します。
共 助 (地域が連携して取り組むこと)	○各相談窓口と連携し、一貫した支援を行います。
公 助 (行政と社協が推進していくこと)	○各相談窓口が中心となって初期相談・情報提供を行い、必要に応じて継続的な支援や専門機関への結びつけを行います。 ○子育て支援では、各保育所や子育て広場において、相談支援を推進します。 ○さまざまな相談事例に対応できるよう、相談員や相談機関が情報交換を行える場づくりに努めます。

### ③ 健康・福祉相談窓口一覧の作成

主 体	取り組みの内容
自 助 (一人ひとりが努力すること)	○相談窓口を把握します。 ○困った時は抱え込まず、気軽に相談窓口を利用します。
共 助 (地域が連携して取り組むこと)	○各相談窓口について知り、困っている人などに窓口を紹介します。
公 助 (行政と社協が推進していくこと)	○健康、福祉に関連する国・県・市などにおける問い合わせ窓口の一覧を作成し、ホームページや紙媒体等での情報発信に努めます。 ○各相談窓口において必要な相談機関や支援等につなげます。

### (3) 権利擁護の推進

福祉サービスのあり方は、利用者が事業者と対等な立場に基づきサービスを選択する「利用制度」となっています。

そのため、利用者の権利として、高齢あるいは障がいによりサービスを選択する判断能力が不十分な人も安心してサービスを利用できる仕組みや、サービスを利用した際に苦情等を申し出る仕組みが必要となります。

また、近年、児童や高齢者、障がい者への虐待、DVが社会問題としてとらえられており、児童・高齢者・障がい者・女性等への人権侵害を防ぐ取り組みも必要となっています。

#### 現状と課題

##### ▶ ヒアリング調査からの現状と課題

- サービスの利用契約の手続きや財産管理等の支援を行う日常生活自立支援事業（社会福祉協議会事業）や成年後見制度の利用支援などの取り組みを行っていますが、これらの事業の認知度は高くないため、普及啓発を図っていくことが必要です。
- 権利擁護の対象者数に対しマンパワーが不足していることから、市民後見人養成講座の受講促進など、人材の育成に取り組んでいくことが必要です。
- 虐待やDVが発生した場合に速やかな対応ができるよう、関係機関との連携体制を構築していくことが大切です。

#### 施策の方向

利用者が安心してサービスを利用できる制度や仕組みの利用支援、周知を推進します。また、児童・高齢者・障がい者への虐待やDVの予防、対応にあたって関係機関の連携を図るとともに、保護者や介護者の負担を軽減する支援を推進します。

#### ※関係法令

- ・児童虐待防止法 第6条：児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通報しなければならない。
- ・障害者虐待防止法 第7条：養護者による障害者虐待（18歳未満の障害者について行われるものを除く。）を受けたと思われる障害者を見つけた者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。
- ・高齢者虐待防止法 第7条：養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を見つけた者は、高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。
- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 第6条：配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。）を受けている者を見つけた者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

### ① 日常生活自立支援事業・成年後見制度の利用促進

主 体	取り組みの内容
自 助 (一人ひとりが努力すること)	○高齢者や障がい者を地域で見守ります。
共 助 (地域が連携して取り組むこと)	○サービス等の申し込み窓口での対応や相談・情報提供を充実します。 ○民生児童委員は高齢者や障がい者の見守りを行います。
公 助 (行政と社協が推進していくこと)	○日常生活自立支援事業を実施します。 ○判断能力が不十分な人を対象に、サービスの利用手続き援助や日常的な金銭管理、悪徳商法の被害の防止等を行うため、日常生活自立支援事業や成年後見制度の普及・啓発を図るとともに、利用を支援します。 ○市民後見人養成講座の受講促進など、人材の育成に取り組みます。

### ② 苦情相談窓口の利用促進

主 体	取り組みの内容
自 助 (一人ひとりが努力すること)	○サービス等に不満がある時は、適切な相談先へ相談します。
共 助 (地域が連携して取り組むこと)	○サービス等の申し込み窓口での対応や相談・情報提供を充実します。
公 助 (行政と社協が推進していくこと)	○サービス事業者や行政の相談窓口について情報提供を行います。 ○苦情相談や問題解決の仕組みについて情報提供を行います。

### ③ 虐待予防・DV対策の推進

主 体	取り組みの内容
自 助 (一人ひとりが努力すること)	○児童・高齢者・障がい者への虐待や女性への人権侵害を防ぐ地域づくりを進めます。 ○虐待やDVの相談窓口を把握し、DVを受けたり、虐待やDVを発見した場合には勇気を持って関係機関に通告します。
共 助 (地域が連携して取り組むこと)	○関係機関と連携し、虐待やDVを未然に防ぐとともに、早期発見に努めます。 ○虐待を発見した場合は、相談窓口へ連絡するなど早期対応に努めます。
公 助 (行政と社協が推進していくこと)	○児童・高齢者・障がい者への虐待やDVを未然に防ぐとともに、発生した場合に速やかに対応できるように、関係機関が連携して取り組みます。 ○保護者や介護者等の身体的・精神的負担を軽減するサービス提供や相談支援を推進します。 ○虐待やDVに関する相談窓口の周知を図ります。



#### (4) サービスの質・量の確保

本市では、子育て支援・高齢者・障がい者において個別の福祉計画を策定し、計画に基づいて各施策を推進しています。

多様化・複雑化する福祉ニーズに対応するため、公的なサービスだけでなく、社協や福祉団体・NPO・ボランティア等によるさまざまなサービスの参入を促進していくことが必要となります。

##### 現状と課題

#### ▶ アンケート調査からの現状と課題

- 介護保険や障がい福祉サービスなどの公的な支援のあり方について、「行政と地域住民が協力し合いながら行われるべきであると思う」が最も高く、次いで「国・県や市町村の責任で行うべきであると思う」の割合が高くなっています。
- すべての市民が地域で安心して暮らしていく上では、公的なサービスの質・量の確保をはじめ、地域で活動する機関・団体などと連携して支援施策を展開していくことが必要です。

#### ▶ ヒアリング調査からの現状と課題

- 介護分野の人材確保・定着対策について、浜田市独自の助成制度を運用していますが、需要の増加に伴い従事者の不足が課題となっています。
- 保育分野について、少子化ではあるものの各保育所において入所希望者が多く、保育士の確保が課題となっているため、介護分野と同様に人材確保に関する事業を検討していく必要があります。

## 施策の方向

事業者と連携しながら、サービスの質・量の確保・向上を図ります。

### ① 福祉専門職の資質向上

主 体	取り組みの内容
自 助 (一人ひとりが努力すること)	○(専門職の人は)研修や講演会等に参加し、資質向上に努めます。 ○(利用者は)サービスに不満がある場合には相談をします。
共 助 (地域が連携して取り組むこと)	○事業者はサービスの質を高めるため、積極的に職員の資質向上に努めます。
公 助 (行政と社協が推進していくこと)	○研修や講演会の開催、情報提供を行い、福祉専門職の資質向上を促進します。

### ② 福祉専門職の確保

主 体	取り組みの内容
自 助 (一人ひとりが努力すること)	○(現在福祉に携わっている人をはじめ、今後興味のある人は)学習や資格取得をめざします。
共 助 (地域が連携して取り組むこと)	○専門的な人材の確保に努めます。
公 助 (行政と社協が推進していくこと)	○既存の人材の専門性向上に向けて新たな資格取得を促進するとともに、専門的な人材の確保に努めます。 ○人材確保に要する経費と人材育成に要する経費を支援する介護人材確保・定着対策事業を実施し、介護専門職の確保に努めます。

### ③ サービスの第三者評価制度の導入

主 体	取り組みの内容
自 助 (一人ひとりが努力すること)	○サービスに不満がある場合には相談をします。
共 助 (地域が連携して取り組むこと)	○サービスを提供する事業者は第三者評価の利用に努めます。 ○運営内容や福祉サービス内容について自己評価し、提供体制の改善に努めます。
公 助 (行政と社協が推進していくこと)	○サービス事業者に県の福祉サービス第三者評価の利用を働きかけます。 ○福祉サービスに対する苦情・相談・要望について事業所等と情報交換し、サービス改善につなげるよう努めます。

#### ④ 民間事業者の参入促進

主 体	取り組みの内容
自 助 (一人ひとりが努力すること)	
共 助 (地域が連携して取り組むこと)	○利用者のニーズの把握・分析を行い、新規参入・サービス提供に努めます。
公 助 (行政と社協が推進していくこと)	○幅広い民間事業者の参入を促進するため、福祉サービスに関するニーズ等の情報提供を行います。 ○市の福祉事業の委託を推進します。

### 3

## 総合的なサービス提供・連携体制を確立する

### (1) 身近な地域でのつながりづくり

昔から「向こう三軒両隣」という言葉があるように、「近所づきあい」など、身近なところでのつながりが地域づくりの基本となります。お互いの顔がわかり、共にふれあいながら地域の中での連帯感を深めることは地域の力となり、さまざまな地域課題を解決する糸口となります。

#### 現状と課題

##### ▶ アンケート調査からの現状と課題

- 中学生対象調査では、近所の人とは「自分からあいさつをして、近所の人もあいさつを返してくれる」が約6割と、半数以上の中学生が近所と顔見知りであいさつのできる関係にあり、地域の行事や活動への参加率が高い中学生ほど、近所と互いにあいさつのできる関係にある割合が高い傾向があります。
- 一般市民対象調査では、9割以上の人が高齢者層ほど、近所とあいさつ以上の付き合いを持っています。高齢者層ほど、地域とのつながりを持っており、現在の地域への愛着や住み続けたいと考えている割合が高くなる傾向がみられます。一方、住み続けたくない理由に「特に親しい仲間・友人・ご近所がないから」が2番目に高くなっており、人付き合いや地域の関係づくりの大切さが必要と考えられます。

##### ▶ ヒアリング調査からの現状と課題

- アパート、マンション等の集合住宅が増加に伴い、町内会に加入しない世帯も増加しています。
- 地域活動として高齢者向けサロンについては、社会福祉協議会への委託によるサロンコーディネーターを設置し、新規立ち上げ及び運営への支援を行っています。
- 子育てサロンについて運営支援を行っており、今後もサロン活動をはじめとする地域活動の支援と活動の周知及び利用促進を図っていくことが大切です。

## 施策の方向

近所同士や地域内で助け合い、支え合う関係を築くきっかけとして、あいさつ等の声かけ運動や多くの人気が気軽に集まれる場づくり、地域での見守り活動を推進します。

### ① あいさつ等の声かけ運動の推進

主 体	取り組みの内容
自 助 (一人ひとりが努力すること)	○隣近所、地域内で気軽にあいさつ、声かけを行います。
共 助 (地域が連携して取り組むこと)	○あいさつ等の声かけ運動を進めます。
公 助 (行政と社協が推進していくこと)	○日常的なあいさつ等による声かけを町内会・自治会等の地域コミュニティ組織や学校等と連携して促進します。

### ② 各種行事の開催【再掲】

主 体	取り組みの内容
自 助 (一人ひとりが努力すること)	○健康や福祉に関する行事や講演会、地域の行事へ積極的に参加します。
共 助 (地域が連携して取り組むこと)	○健康や福祉に関する行事や講演会の開催、あるいは開催に協力します。 ○市民の交流と福祉への意識を高められる行事を実施します。
公 助 (行政と社協が推進していくこと)	○健康や福祉に関する行事や講演会を開催します。 ○「障害者週間」「人権週間」等の機会に、市民が交流し理解を深める行事の開催を支援します。

### ③ サロン活動の推進

主 体	取り組みの内容
自 助 (一人ひとりが努力すること)	○子育てサロン・地域サロンに積極的に参加します。
共 助 (地域が連携して取り組むこと)	○サロンの活動で、各種講座・講演会・講習会を開催します。 ○サロン活動の機会に福祉サービス等の情報を提供します。
公 助 (行政と社協が推進していくこと)	○地域の人が気軽に集い、交流や仲間づくりを行う場として、子育てサロンや地域サロン活動を支援します。

#### ④ 集いの場・居場所づくりの推進

主 体	取り組みの内容
自 助 (一人ひとりが努力すること)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○集いの場・子どもや高齢者の居場所に積極的に参加します。</li> <li>○地域での閉じこもり予防、仲間づくり、健康づくり、生きがいづくりに努めます。</li> <li>○地域の既存施設を利用します。</li> </ul>
共 助 (地域が連携して取り組むこと)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○集いの場・子どもの居場所において、活動内容の充実に努めます。</li> <li>○市民の集いの場として、集会所・公民館・総合福祉センター等の既存施設を活用します。</li> <li>○空き地・空き家を有効活用します。</li> </ul>
公 助 (行政と社協が推進していくこと)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子育て中の保護者や乳幼児が交流・相談できる場、放課後の児童の居場所づくりを推進します。</li> <li>○集会所・公民館・総合福祉センター等の既存施設の維持管理、有効活用を推進します。</li> <li>○空き地・空き家の有効活用を支援します。</li> </ul>

#### ⑤ 見守り活動の推進

主 体	取り組みの内容
自 助 (一人ひとりが努力すること)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○日頃から地域の子ども・高齢者・障がい者を気かけるとともに、見守り活動に参加・協力します。</li> <li>○育児や介護などでわからないことがある時に、相談したり尋ねたりすることができる人を身近につくります。</li> </ul>
共 助 (地域が連携して取り組むこと)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子ども・高齢者・障がい者の見守り活動を組織的に展開します。</li> </ul>
公 助 (行政と社協が推進していくこと)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域内の子ども、一人暮らし・夫婦のみなどの高齢者世帯、障がい者に対して、民生児童委員・保健師・関係機関職員等が連携して見守る活動を推進します。</li> </ul>

## (2) 重層的な支え合いネットワークづくり

地域の課題を個々にみると、背景にはさまざまな制度や状況が複合的に絡み合っている事例が多くあります。

地域の課題や複雑に絡み合った事例を単独の機関で解決することは困難であり、身近な地域内をはじめ、全市的に関係者が連携する仕組みを構築することが必要となっています。

### 現状と課題

#### ▶ ヒアリング調査からの現状と課題

- 身近な相談窓口である民生児童委員活動への支援を行っています。また、一部の自治区では地域ケア会議を開催し、地域における課題や事例等について意見交換を行っています。
- 相談対応等から専門的な支援へのつなぎを円滑に行えるよう関係機関団体との連携体制の強化に取り組んでいます。
- 高齢化や過疎化の進行により、地域コミュニティの維持が困難になっている地域があるため、それぞれの生活区域ごとでの役割を定めるなど、地域間のつながりを強化していくことが必要と考えられます。

### 施策の方向

市民の生活圏を全市・自治区・小地域の3つの単位に分け、既存の組織・会議を活用しながら、単位ごとに関係者が連携する仕組みを構築します。市民の生活圏を3つに分けることや小地域の範囲については地域のニーズを把握しながら今後さらに検討していきます。

#### ① 重層的な連携体制の構築

主 体	取り組みの内容
自 助 (一人ひとりが努力すること)	○地域の構成員としての意識を持ち、隣近所の見守りに努めます。 ○支援が必要な人がいた場合は適切な人・機関につなぎます。
共 助 (地域が連携して取り組むこと)	○3つの単位での連携体制を構築します。 ○連携にあたって、各単位を構成する団体・組織の名簿作成に努めます。 ○地域で支援が必要な要援護者を把握し、要援護者や社会資源等を入力した福祉支援データマップを作成し、情報の集約と管理、更新を行うとともに、効果的・継続的な支援体制を構築します。
公 助 (行政と社協が推進していくこと)	○3つの単位で連携体制を構築していくため、既存の会議の整理・活用を図ります。

## ② 地区の活動拠点とコーディネーター機能の設置

主 体	取り組みの内容
自 助 (一人ひとりが努力すること)	○小地域での連携を深めるため、拠点を利用します。
共 助 (地域が連携して取り組むこと)	○小地域の活動拠点に情報を提供するとともに、拠点での活動に協力します。
公 助 (行政と社協が推進していくこと)	○地域住民が集まりやすい場所に小地域の活動拠点を設置するよう努めます。 ○地域の相談・支援、情報収集・提供等を行うコーディネーターの育成・拠点への配置に努めます。



## 浜田市 重層的な支え合いネットワークのイメージ図

### 全体の関係

単位ごとに個別事例を検討する会議を設けます。小地域では事例検討会議だけではなく、地域住民の親睦を深める活動や生涯学習活動等、福祉にとどまらない活動を通じて地域のつながりを深めていきます。

小地域単位で解決できる問題は解決し、解決できない問題は自治区単位の定例会に上げ、さらに自治区単位の定例会の内容を全市の会議に上げていきます。

各単位の代表者が前述の会議に出席することで、各单位間の連携を図ります。

### 全市 単位

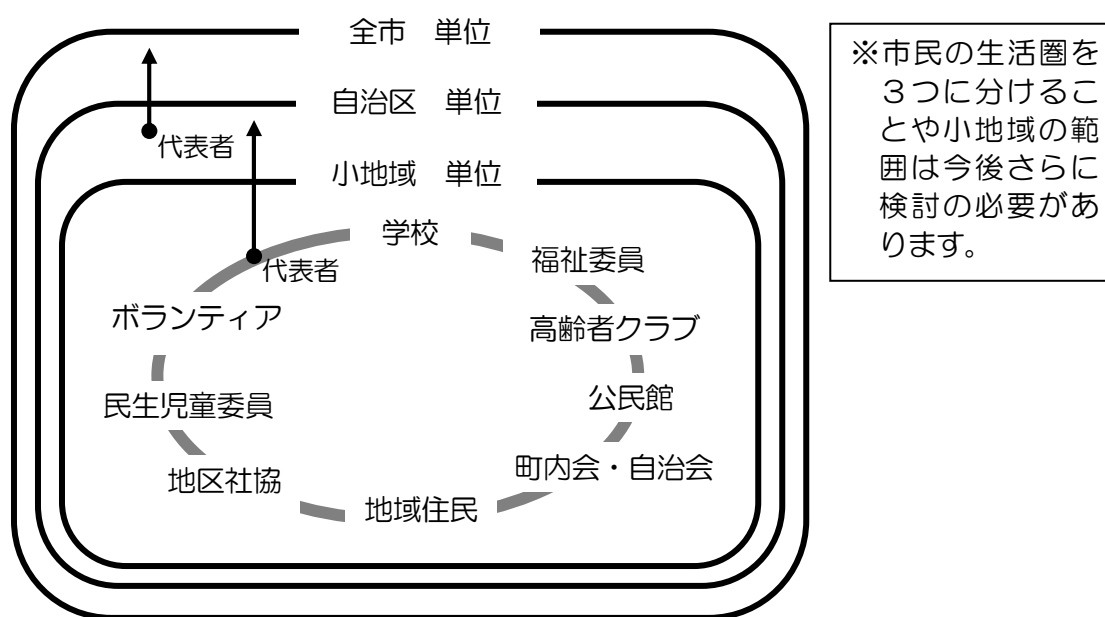
- ・ 構 成 員 例：行政・社協・保健医療福祉の専門機関・民生児童委員 等
- ・ 取り組む内容：市全域の問題の解決、各ネットワークへの支援・協力

### 自治区 単位

- ・ 構 成 員 例：行政、社協、民生児童委員、福祉委員、サロン・施設・団体の代表者 等
- ・ 取り組む内容：自治区内の問題の解決

### 小地域 単位

- ・ 単 位 例：公民館あるいは地区社協の範囲とします。ただし、範囲は地域の実情に応じて地域に合った規模を検討する必要があります。
- ・ 構 成 員 例：地区社協、民生児童委員、福祉委員、町内会・自治会、学校、高齢者クラブ、ボランティア、地域住民 等
- ・ 取り組む内容：地域住民の親睦を深める活動、生涯学習活動、ふれあい活動、高齢者・子どもの見守り、防犯・防災等地域の生活課題に取り組みます。  
支援を必要とする人（家庭）の見守り活動を主とするのではなく、地域内で教育・文化・福祉分野のさまざまな活動を行います。支援が必要な人は常に支援されるのではなく、時には支援する側にもなります。



### (3) 保健・医療・福祉と他分野との連携

国においては、医療、介護、福祉、雇用、年金等の各制度が相まって一人ひとりが安心して暮らせる社会を構築するための方策として、参加型社会保障（ポジティブ・ウェルフェア）をめざしています。

市民一人ひとりのライフステージを通じて適切な支援ができるように、保健・医療・福祉及びその他関係する分野の機関が連携し、サービスの提供を総合的に調整する体制の整備が必要となっています。

#### 現状と課題

##### ▶ ヒアリング調査からの現状と課題

- 健康でいきいきと暮らせるまちを実現するため、保健・医療・福祉の一層の連携を図ることを目的に、附属機関として保健医療福祉協議会を設置しています。
- 医療福祉の包括的な支援を行うことにより、地域生活への移行と移行後の地域への定着を図るため、障がい福祉サービス等の提供体制の整備に取り組んでいます。
- 市民の健康づくりと生きがいくりの支援を目的とした施設（ラ・ペアーレ浜田）の管理運営及び運営の充実を図っています。
- 障がい者の就労支援では、福祉・教育・労働の各機関の連携を推進し、ライフステージで切れ目のない支援に努めています。
- 今後も分野間での連携のもと、安心して暮らせる支援体制の構築を図ります。

#### 施策の方向

ライフステージを通じて適切な支援ができるように、保健・医療・福祉・教育・労働等の関係する機関の連携体制を構築します。

#### ① 保健・医療・福祉の連携強化

主 体	取り組みの内容
自 助 (一人ひとりが努力すること)	
共 助 (地域が連携して取り組むこと)	○サービス事業者、専門機関は相互に情報交換を積極的に行い、サービスの提供を総合的に調整する体制を強化します。
公 助 (行政と社協が推進していくこと)	○子育て支援・高齢者福祉・障がい者福祉の分野において、保健・医療・福祉分野のサービス事業者・専門機関の連携を促進し、要支援者に対してサービスの提供を総合的に調整する体制を強化します。

## ② 障がい者のライフステージ移行支援

主 体	取り組みの内容
自 助 (一人ひとりが努力すること)	○地域における見守り体制を構築します。 ○障がいや障がい者に対する理解を深めます。
共 助 (地域が連携して取り組むこと)	○各機関が相互に情報を共有し、一貫した支援体制を構築します。
公 助 (行政と社協が推進していくこと)	○障がいの発見から乳幼児期・学童期を経て就労、社会参加、余暇活動等、障がい者の各ライフステージにおいて切れ目なく継続的な支援ができるように、保健・医療・福祉・教育・労働の各機関が連携して総合的な支援体制を構築します。

## ③ 生涯学習・余暇活動における連携

主 体	取り組みの内容
自 助 (一人ひとりが努力すること)	○生きがいづくりを福祉の活動につなげるように努めます。
共 助 (地域が連携して取り組むこと)	○生きがいづくりと福祉が連動した活動を推進します。
公 助 (行政と社協が推進していくこと)	○高齢者・障がい者の生涯学習、余暇活動において、福祉と教育の関係機関の連携を推進します。

## ④ 健康づくりにおける連携

主 体	取り組みの内容
自 助 (一人ひとりが努力すること)	○地域での健康づくり活動に参加しながら、地域内の交流を深めます。
共 助 (地域が連携して取り組むこと)	○地区組織・団体等による福祉活動と健康づくり活動の連携を推進します。
公 助 (行政と社協が推進していくこと)	○地域での健康づくりの推進にあたっては、関係機関による福祉活動の連携を推進します。

## ⑤ 就労における連携

主 体	取り組みの内容
自 助 (一人ひとりが努力すること)	○障がいや障がい者、就労についての理解を深めます。 ○男女が協力して育児をする意識を持ちます。
共 助 (地域が連携して取り組むこと)	○障がい者の雇用、障がい特性の理解を進めます。 ○男性の育児休業の取得促進等、子育てと仕事の両立に配慮します。
公 助 (行政と社協が推進していくこと)	○障がい者の就労支援では、福祉・教育・労働の各機関の連携を推進します。 ○子育てと仕事の両立にあたっては、柔軟な労働環境の整備を企業に働きかけます。

## 4

# すべての市民が安心して暮らせるまちをつくる

## (1) 心のバリアフリーの推進

すべての市民が共に、安心して暮らせるまちを実現するためには、ノーマライゼーションの理念を社会全体に浸透させていくことが重要となります。

そのため、市民一人ひとりが障がいや認知症等への理解を深め、「心のバリア」を解消していけるように、あらゆる機会を通じて相手に対する理解を深めるとともに、人権意識を高めることが必要となっています。

### 現状と課題

#### ▶ ヒアリング調査からの現状と課題

- 障がいについて、まずは知ることを目的とした「あいサポーター」養成研修、認知症について正しく理解することを目的とした「認知症サポーター」養成講座の取り組みを推進しています。
- 福祉に関する意識啓発として、健康や福祉に関する行事や講演会（健康福祉フェスティバル ほか）を開催しています。
- 社会福祉協議会においては、今後、福祉教育の副読本の作成を計画しています。
- 今後も、次代を担う青少年に対して、障がいや認知症等への理解を深める取り組みを推進します。

### 施策の方向

さまざまな立場の人が交流する行事や広報等による意識啓発を通じて、市民一人ひとりの障がいや認知症等への理解を深めるとともに、人権尊重意識の向上を図ります。

### ① 各種行事の開催【再掲】

主 体	取り組みの内容
自 助 (一人ひとりが努力すること)	○健康や福祉に関する行事や講演会、地域の行事へ積極的に参加します。
共 助 (地域が連携して取り組むこと)	○健康や福祉に関する行事や講演会の開催、あるいは開催に協力します。 ○市民の交流と福祉への意識を高められる行事を実施します。
公 助 (行政と社協が推進していくこと)	○健康や福祉に関する行事や講演会を開催します。 ○「障害者週間」「人権週間」等の機会に、市民が交流し理解を深める行事の開催を支援します。

### ② 人権尊重意識の向上

主 体	取り組みの内容
自 助 (一人ひとりが努力すること)	○障がいや認知症に対する理解を深めます。 ○障がい者と接する場に参加します。
共 助 (地域が連携して取り組むこと)	○市民の障がいや認知症に関する理解を促進するため、講演会や当事者と接する場を提供します。 ○発達障がい等、市民の理解の進んでいない障がいに対する理解促進を図ります。 ○男女共同参画の視点のもと、性別による固定的な役割分担を見直します。
公 助 (行政と社協が推進していくこと)	○広報・市ホームページ等を活用し、市民の障がいや認知症に関する理解の促進と人権尊重意識の向上を図ります。 ○障がいの有無に関わらず、子どもの交流を積極的に推進します。 ○男女共同参画社会の実践と、意識啓発を推進します。

## (2) 防災・防犯活動の推進

高齢化や核家族化の進行により、家庭の機能が低下しており、防災や防犯対策の推進にあたっては、より一層「共助＝地域」の役割が大きくなっています。

市民の安全を守るため、地域での防災・防犯体制を整備するとともに、特に一人暮らしの高齢者や高齢夫婦世帯、障がい者や乳幼児のいる世帯など、支援が必要な人たちに対して、地域における見守りや声かけなどで日頃から地域内のつながりを強化し、安心して暮らせる地域づくりを進めることが必要となっています。

### 現状と課題

#### ▶ アンケート調査からの現状と課題

- 災害時の避難場所を知っている人の割合は約7割となっています。20～30 歳代では知っている割合が4～5割と、他の年齢層と比べて認知度は低くなっており、この年齢層では緊急時の避難所への誘導などの支援を必要とする割合が3割以上と高くなっています。
- 地域の防災訓練への参加率は約1割、地域の自主防災組織への参加意向は約2割と、地域での防災・防犯活動への認知度等は低い現状となっています。
- 災害時の助け合いで重要なことは、「日頃からのあいさつ、声かけや付き合い」、「地域の要援護者の把握」、「地域における援助体制の構築」の順に高く、地域のつながりが重要であると考える人の割合が高くなっています。

#### ▶ ヒアリング調査からの現状と課題

- 地域における消防団活動の強化、自主防災組織の設置促進を図っており、今後も継続して行っていくことが必要です。
- 防犯防災メール等による防犯や防災に関する制度等の情報提供を行うことにより、市民の意識向上を図っています。
- 災害時要援護者支援制度を運用していますが、今後より効果的な事業推進に向けて内容の検討を進めて随時改善していくことが必要です。

## 施策の方向

災害時に備え、地域の防災活動を推進するとともに、災害時の要援護者に対する支援体制を構築します。また、市民を犯罪から守る活動を推進します。

### ① 地域の防災活動の推進

主 体	取り組みの内容
自 助 (一人ひとりが努力すること)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○日頃から災害時の危険箇所、避難場所を確認します。</li> <li>○防災訓練に積極的に参加します。</li> </ul>
共 助 (地域が連携して取り組むこと)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○消防団の加入を促進し、訓練に努めます。</li> <li>○自主防災組織を結成します。</li> <li>○防災訓練を実施します。</li> </ul>
公 助 (行政と社協が推進していくこと)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○消防団活動の強化に努めます。</li> <li>○自主防災組織の役割と必要性を啓発し、結成を働きかけます。</li> <li>○避難所・避難経路等の周知を図ります。</li> </ul>

### ② 災害時要援護者に対する支援体制の構築

主 体	取り組みの内容
自 助 (一人ひとりが努力すること)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○隣近所にどのような人が住んでいるのか、日頃から把握に努めます。</li> <li>○万が一の災害時には、隣近所の安否確認をし、必要に応じて適切な機関に知らせます。</li> <li>○個人情報保護について適切な理解を深め、情報提供に協力します。</li> <li>○避難に支援が必要と感じる場合、災害時要援護者リストへの登録について相談をします。</li> </ul>
共 助 (地域が連携して取り組むこと)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害時要援護者を把握します。</li> <li>○民生児童委員等、各種相談支援員による見守り活動、サロン活動等、日常的な活動の中で災害時要援護者を把握し、地域の見守り体制を構築します。</li> <li>○災害時要援護者に災害時の支援体制、対応方法を説明します。</li> <li>○要援護者を対象とした福祉支援データマップを災害時にも活用し、災害時要援護者を把握し、データマップによって情報の集約と管理、更新を行うとともに、災害時における連携体制を構築します。</li> </ul>
公 助 (行政と社協が推進していくこと)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害時要援護者に対して効率的・効果的な支援を行うため、関係機関と適切な方法により情報を共有します。</li> <li>○災害時要援護者に災害時の支援体制、対応方法を説明します。</li> </ul>

### ③ 災害時の関係機関・ボランティアとの連携

主 体	取り組みの内容
自 助 (一人ひとりが努力すること)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自主防災組織や防災訓練等の活動に参加するよう努めます。</li> <li>○災害時ボランティア活動などについて知り、また、参加できるよう努めます。</li> </ul>
共 助 (地域が連携して取り組むこと)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自主防災組織等と協力し、支援体制や対応方法について共通認識を持ちます。</li> <li>○避難をはじめとする支援を必要とする人の把握に努めます。</li> </ul>
公 助 (行政と社協が推進していくこと)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害時要援護者の支援にあたって、避難所での介助の確保を図るため、ボランティア、NPOなどとの連携に努めます。</li> <li>○緊急時において迅速な対応ができるように、医療機関との連携により、災害時要援護者の受け入れ体制の充実に努めます。</li> <li>○災害ボランティアセンターの運営体制の整備及びコーディネーターの設置を検討します。</li> </ul>

### ④ 地域の防犯活動の推進

主 体	取り組みの内容
自 助 (一人ひとりが努力すること)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○幼児期から「自分の身は自分で守る」という意識を持つように心がけます。</li> <li>○地域の防犯活動に積極的に参加します。</li> <li>○地域の安全に関する情報に敏感になるよう心がけます。</li> <li>○消費者被害などについて意識を高め、被害に遭わないようにします。</li> </ul>
共 助 (地域が連携して取り組むこと)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもの見守り活動等、地域の防犯活動に参加・協力します。</li> </ul>
公 助 (行政と社協が推進していくこと)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童生徒を不審者などの危険から守るため、浜田子ども安全センター指導員の配置、学校・警察・関係機関の連携による取り組みの強化、児童生徒危機対応訓練等の取り組みを推進します。</li> <li>○市民の安全を守るため、警察等の関係機関と連携するとともに、市内で災害や事件・事故が起きた際に市民に情報提供を行います。</li> <li>○防犯に関する情報提供等を通じ、市民の防犯意識の向上を図ります。</li> <li>○広報の発行やホームページを活用し、消費生活に関する情報を提供します。</li> </ul>



### (3) 移動手段の確保

本市の大部分には丘陵地や山地が広がっており、高齢化の進行と相まって、移動手段の確保は地域福祉の向上にあたって課題となっています。

#### 現状と課題

##### ▶ アンケート調査からの現状と課題

- 医療機関に行くための交通手段として、「自家用車（自分で運転）」が7割と最も高く、市民の多くが車で移動しています。高齢者層においても、公共交通機関等の利用の割合が増しているものの、「自家用車（自分で運転）」の割合が最も高くなっています。
- 高齢者や障がいのある人などの、移動の不便を解消するため、福祉サービスによる移動支援サービスやデマンドタクシーの継続などの支援の充実を図り、移動手段の確保に取り組むことが必要です。

##### ▶ ヒアリング調査からの現状と課題

- 生活路線バス（旭自治区、三隅自治区）の運行や、デマンドタクシー（三階・長見、美川、金城、旭、弥栄）の運行、自治会が独自に取り組む輸送活動への支援の実施など、市民の移動手段の確保に取り組んでいます。
- 障がいのある人の外出においては、移動支援事業の実施により支援しています。
- タクシーまたはバス利用料金の一部助成を実施しています。

## 施策の方向

生活バス・タクシーの運行や障がい者を対象とした移動支援を推進します。

### ① 生活バス・タクシーの運行

主 体	取り組みの内容
自 助 (一人ひとりが努力すること)	○隣近所において、気軽に移動の手助けを頼めるような人間関係を築くように努めます。 ○生活路線バスや予約型乗合タクシー（デマンドタクシー）を利用します。
共 助 (地域が連携して取り組むこと)	○地域の高齢者、障がい者の移送ニーズを把握し、移送サービス事業の立ち上げを検討します。 ○バス・タクシーは空き車両等、既存資源を活用します。 ○地域の助け合いによる移送の仕組みを検討します。
公 助 (行政と社協が推進していくこと)	○市民の交通手段として、生活路線バスや予約型乗合タクシー（デマンドタクシー）を運行します。 ○児童生徒の登下校、校外活動におけるスクールバスを必要に応じて運行します。

### ② 障がい者の移動支援

主 体	取り組みの内容
自 助 (一人ひとりが努力すること)	○制度・サービスを適切に利用します。
共 助 (地域が連携して取り組むこと)	○行動援護、移動支援事業を実施します。 ○移動支援に関する制度・サービスを周知します。
公 助 (行政と社協が推進していくこと)	○障がい者を対象に同行援護・行動援護や移動支援事業といったサービスにより、外出時の支援を行います。 ○タクシーまたはバスの利用料金の一部助成を行います。

#### (4) バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくり

本市では「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や「島根県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づき、市民にとって安全で快適な生活環境の整備を図り、福祉のまちづくりを推進しています。今後も、すべての人が快適に暮らせる、ユニバーサルデザインの考え方に基づいたまちづくりの推進が必要となっています。

##### 現状と課題

##### ▶ ヒアリング調査からの現状と課題

- 公共施設の新設に際しては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や「島根県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づき計画的に実施しています。
- スロープの設置や思いやり駐車場の確保等、既存の公共施設の改修、歩道の拡幅や段差・傾斜の解消等に努めています。
- 「浜田市自転車等の放置防止条例」に基づき、放置自転車の撤去等を行うとともに、交通マナーの意識向上を図っています。
- 今後も「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や「島根県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づき、生活環境の整備に努めます。

##### 施策の方向

施設や交通環境において、バリアフリー及びユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。

##### ① 公共施設等のユニバーサルデザイン化の推進

主 体	取り組みの内容
自 助 (一人ひとりが努力すること)	○公共施設等を利用した際に不便があれば情報提供をします。
共 助 (地域が連携して取り組むこと)	○ユニバーサルデザインに配慮した建物の建設を推進します。
公 助 (行政と社協が推進していくこと)	○誰もが使いやすいようにスロープの設置や思いやり駐車場の確保等、既存の公共施設の整備・改修に努めます。 ○新たに市の施設を建設する際には、設計段階から高齢者や障がい者等の意見を参考にした整備に努めます。 ○民間による施設の建設や既存施設の改修において、ユニバーサルデザインに配慮した整備を促進します。

## ② 交通バリアフリーのまちづくりの推進

主 体	取り組みの内容
自 助 (一人ひとりが努力すること)	○違法・迷惑となる駐車・駐輪をしないように心がけます。
共 助 (地域が連携して取り組むこと)	○道路の清掃・整理や放置自転車等の通行障害物の排除等を行います。
公 助 (行政と社協が推進していくこと)	○歩道の拡幅や段差・傾斜の解消等、すべての人にとって安全な道路・交通環境の整備に努めます。 ○「浜田市自転車等の放置防止条例」に基づき、放置自転車を取り締まるとともに、交通マナーの意識向上を図ります。 ○無人駅のバリアフリー化やホームの改築について要請していきます。

## 第5章 計画の推進体制

### 1 計画の進捗管理

計画の進捗状況の点検及び見直しは浜田市保健医療福祉協議会において行い、必要に応じて地域福祉専門部会を開催します。

### 2 市民・関係団体・関係機関・行政の役割

本計画の施策を実現するためには、行政の取り組みに加えて、市民・関係団体・関係機関等、地域福祉を担う主体がそれぞれの役割を果たしながら、協働して計画を推進していくことが重要となります。

#### (1) 市民・ボランティア・NPOの役割

市民一人ひとりが地域社会の構成員の一人であることを自覚することが大切です。自分が住む地域へ関心を持ち、地域で起こっている問題について自分たちで考え、解決していくための取り組みを話し合うとともに、日常的に隣近所と交流し、地域の行事や福祉活動に積極的に参加することが求められています。

ボランティアやNPOは活動内容の充実とサービスの多様化を図り、多様化する福祉ニーズに対応していくことが求められています。

#### (2) 民生児童委員の役割

民生児童委員は市民の生活状態の把握、福祉サービスの情報提供等を基本とし、地域福祉活動の担い手の一人となることが期待されています。

#### (3) 事業者の役割

福祉サービスの提供者として、利用者の自立支援やサービスの質の確保、事業内容やサービス内容の情報提供と公開、新しいサービスの創出が求められています。また、地域の一員として、社会貢献活動等の実践による福祉のまちづくりへの参加に努めることが求められています。

#### (4) 社会福祉協議会の役割

行政と協働して、本計画の推進役を担っています。計画の推進において、市民や関係団体・関係機関と行政間の調整役を担うことが期待されています。

今後、地区社協ごとに話し合いの機会を持ち、地域住民やその他の団体を交えて意見交換等を行いながら、地域福祉推進の先導役を果たすことが求められています。

#### (5) 行政の役割

地域の福祉活動を促進させるための支援を推進します。行政内部においては、保健・医療・福祉分野をはじめ、教育・労働・建設等の分野を担当する関係各課が相互に連携を図り、市政のさまざまな分野で地域福祉の視点から施策を見直し、横断的な施策の推進を図ります。

# 資料編

## 1 相談窓口一覧

### (1) 地域福祉

#### ◆行政機関

事業所名	住所	連絡先
浜田市 地域福祉課 地域福祉係	浜田市殿町 1	0855-25-9300 (直通) 0855-22-2612 (代表)
浜田市 金城支所 市民福祉課	浜田市金城町下来原 171	0855-42-1235
浜田市 旭支所 市民福祉課	浜田市旭町今市 637	0855-45-1435
浜田市 弥栄支所 市民福祉課	浜田市弥栄町長安本郷 542-1	0855-48-2656
浜田市 三隅支所 市民福祉課	浜田市三隅町三隅 1434	0855-32-2806

#### ◆民間事業者

事業所名	住所	連絡先
浜田市社会福祉協議会	浜田市野原町 859-1	0855-22-0094

### (2) 高齢者福祉・介護保険

#### ◆行政機関

事業所名	住所	連絡先
浜田市 高齢障がい課 高齢者福祉係	浜田市殿町 1	0855-25-9320 (直通) 0855-22-2612 (代表)
浜田市 高齢障がい課 高齢者包括支援係 (地域包括支援センター)	浜田市殿町 1	0855-25-9321 (直通) 0855-22-2612 (代表)
浜田市 金城支所 市民福祉課	浜田市金城町下来原 171	0855-42-1235
浜田市 旭支所 市民福祉課	浜田市旭町今市 637	0855-45-1435
浜田市 弥栄支所 市民福祉課	浜田市弥栄町長安本郷 542-1	0855-48-2656
浜田市 三隅支所 市民福祉課	浜田市三隅町三隅 1434	0855-32-2806
浜田地区広域行政組合 介護保険課	浜田市野原町 859-1	0855-25-1520

#### ◆民間事業者【その他の相談窓口】

事業所名	時間など	連絡先
しまね認知症コールセンター	月曜日～金曜日 10:00～16:00 祝日、お盆、年末年始を除く	0853-22-4105
若年性認知症コールセンター	月曜日～土曜日 10:00～15:00 祝日、年末年始を除く	通話・相談ともに無料 0800-100-2707

### (3) 障がい児・者福祉

#### ◆行政機関

事業所名	住所	連絡先
浜田市 高齢障がい課 障がい福祉係	浜田市殿町 1	0855-25-9322 (直通) 0855-22-2612 (代表)
浜田市 金城支所 市民福祉課	浜田市金城町下来原 171	0855-42-1235
浜田市 旭支所 市民福祉課	浜田市旭町今市 637	0855-45-1435
浜田市 弥栄支所 市民福祉課	浜田市弥栄町長安本郷 542-1	0855-48-2656
浜田市 三隅支所 市民福祉課	浜田市三隅町三隅 1434	0855-32-2806

#### ◆民間事業者【相談支援事業所】

事業所名	住所	連絡先
相談支援事業所 「陽だまり」	浜田市港町 285-1	0855-22-8115
地域生活支援センター らいふ	浜田市殿町 103-1	0855-22-0908
浜田市障害者生活支援センター	浜田市殿町 21-1	0855-22-8085
相談支援事業所 あかり	浜田市熱田町 716-34	0855-27-0767

#### ◆民間事業者【その他の相談窓口】

事業所名	住所	連絡先
島根県高次脳機能障がい者支援事業 浜田圏域 相談支援拠点事業所	江津市渡津町 1926 (西部島根医療福祉センター)	0855-52-2442
島根県西部発達障害者支援センター ウィンド	浜田市上府町イ 2589 (こくぶ学園内)	0855-28-0208
浜田障害者就業・生活支援センター レント	浜田市殿町 75-8	0855-22-4141
島根県西部視聴覚障害者 情報センター	浜田市野原町 1826-1 (いわみーる内)	0855-24-9334
浜田保健所 (心の健康相談、難病相談等)	浜田市片庭町 254	0855-29-5550 0855-29-5554
浜田児童相談所	浜田市上府町イ 2591	0855-28-3560
浜田養護学校	浜田市国分町 342-2	0855-28-2200
江津清和養護学校	江津市渡津町 772	0855-52-2613
浜田ろう学校	浜田市国分町 342-2	0855-28-0146
盲学校	松江市西浜佐陀町 468	0852-36-8221
ハローワーク 浜田	浜田市殿町 21-6	0855-22-8609
浜田圏域住まいのサポートセンター (相談支援事業所「陽だまり」内)	浜田市港町 285-1	0855-22-8115



#### (4) 児童福祉・子育て支援

##### ◆行政機関

事業所名	住所	連絡先
浜田市 子育て支援課 子ども家庭相談係	浜田市殿町 1	0855-25-9331 (直通) 0855-22-2612 (代表)
浜田市 子育て支援課 保育係	浜田市殿町 1	0855-25-9330 (直通) 0855-22-2612 (代表)
浜田市 子育て支援センター (すくすく)	浜田市松原町 235-1	0855-22-1253
浜田市 金城支所 市民福祉課	浜田市金城町下来原 171	0855-42-1235
浜田市 旭支所 市民福祉課	浜田市旭町今市 637	0855-45-1435
浜田市 弥栄支所 市民福祉課	浜田市弥栄町長安本郷 542-1	0855-48-2656
浜田市 三隅支所 市民福祉課	浜田市三隅町三隅 1434	0855-32-2806
浜田児童相談所	浜田市上府町イ 2591	0855-28-3560

##### ◆民間事業者【保育所・認定こども園】

事業所名	住所	連絡先
ちどり保育所	浜田市松原町 239-1	0855-22-0986
浜田ひかり保育所	浜田市原町 79-4	0855-23-0986
聖バルナバ保育園	浜田市浅井町 260	0855-23-1239
みなと保育園	浜田市港町 165-1	0855-22-1121
美川保育園	浜田市内村町 809-1	0855-27-3919
周布保育園	浜田市周布町イ 328-2	0855-27-1120
長沢保育園	浜田市長沢町 1655-7	0855-23-1491
つくし保育園	浜田市佐野町イ 359-5	0855-42-0565
れんげ保育園	浜田市熱田町 566-22	0855-26-1353
あおい保育園	浜田市大辻町 87-1	0855-23-5874
こくふ保育園	浜田市国分町 2205-3	0855-24-8531
みのり保育園	浜田市相生町 1391-11	0855-23-5686
有福保育園	浜田市下有福町 20-1	0855-24-8480
ちどり第2保育所	浜田市長浜町 699-3	0855-24-7311
うみかぜ保育園	浜田市久代町 882	0855-24-8444
認定こども園 日脚保育園	浜田市日脚町 771	0855-27-1064
今福保育園	浜田市金城町今福 1422-3	0855-42-1769
くもぎ保育園	浜田市金城町七条イ 977-11	0855-42-0009
波佐保育園	浜田市金城町波佐イ 550-4	0855-44-0449
おぐに保育園	浜田市金城町小国イ 142-1	0855-44-0136
安城保育園	浜田市弥栄町長安本郷 552-17	0855-48-2056
杵束保育園	浜田市弥栄町木都賀イ 539-5	0855-48-2613
三保保育園	浜田市三隅町湊浦 352	0855-32-0372
三隅保育所	浜田市三隅町向野田 604	0855-32-0044
岡見保育所	浜田市三隅町岡見 515-1	0855-32-1382
井野保育所	浜田市三隅町井野二 777	0855-34-0001
認定こども園 あさひ子ども園	浜田市旭町丸原 155-15	0855-45-8181

## (5) 青少年健全育成

### ◆行政機関

事業所名	住所	連絡先
青少年サポートセンター	浜田市京町 50	相談専用フリーダイヤル 0120-783-419

## (6) 各種相談

### ◆総合相談

会場・時間など	住所	連絡先
総合福祉センター 毎週月曜日 10:00~15:00	浜田市野原町 859-1	0855-22-0068

### ◆成年後見

会場・時間など	住所	連絡先
松江家庭裁判所 浜田支部	浜田市殿町 980	0855-22-0678
石見成年後見センター	浜田市田町 1655	0855-24-1605

### ◆法律相談

会場・時間など	住所	連絡先
石見法律相談センター 毎週金曜日 10:00~16:00 ※予約受付 月曜日~金曜日 9:00~17:00	浜田市田町 116-12 市役所田町分室内	0855-22-4514
法テラス浜田 (要予約) 法トラブルに関する法律相談 月曜日~金曜日 9:00~17:00	浜田市浅井町 1580 第二龍河ビル	050-3383-0026

## (7) 電話相談

### ◆子どもや子育ての悩み

名称	時間など	連絡先
子どもと家庭電話相談室	9:00~21:30 祝日、年末年始を除く	0120-258-641

### ◆女性の悩み (女性相談ダイヤル)

名称	時間など	連絡先
女性相談センター西部分室 (あすてらす女性相談室)	月曜日~金曜日 8:30~17:00 祝日、年末年始を除く	0854-84-5661

◆こころの健康

名称	時間など	連絡先
心のダイヤル (島根県立心と体の相談センター)	月曜日～金曜日 8:30～17:15	0852-21-2885
島根いのちの電話 (社会福祉法人島根いのちの電話)	年中無休 月曜日～金曜日 9:00～22:00 土曜日 9:00～日曜日 22:00	0852-26-7575

◆認知症

名称	時間など	連絡先
しまね認知症コールセンター	月曜日～金曜日 10:00～16:00 祝日、お盆、年末年始を除く	0853-22-4105
若年性認知症コールセンター	月曜日～土曜日 10:00～15:00 祝日、年末年始を除く	通話・相談ともに無料 0800-100-2707

## 2

## 浜田市保健医療福祉協議会委員名簿

(平成24年5月24日～平成26年3月31日)

関係団体	職名等	氏名	備考
浜田市医師会	会長	沖田 旺治	
浜田市社会福祉協議会	会長	小谷 典弘	副会長
島根県立大学	教授	川中 淳子	
リハビリテーションカレッジ島根	事務局長	斎藤 智和	
那賀郡医師会	会長	寺井 勇	
浜田歯科医師会	会長	杉本 哲司	
浜田薬剤師会	顧問	川神 裕司	
浜田医療センター	院長	石黒 眞吾	
浜田市民生児童委員協議会	会長	岡田 繁	会長
浜田市保育連盟	会長	平野 光徳	
浜田市手をつなぐ育成会	会長	室崎 富恵	
浜田市高齢者クラブ連合会	事務局長	舩附 克己	
浜田保健所	所長	中本 稔	
浜田警察署	署長	新井 千尋	
浜田児童相談所	所長	昌子 誠	
浜田市校長会	会長	坂本 英明	
浜田自治区地域協議会	会長	佐々木 正和	
金城自治区地域協議会	会長	永見 利久	
旭自治区地域協議会	委員	馬場 真由美	
弥栄自治区地域協議会	委員	徳田 マス卫	
三隅自治区地域協議会	委員	長尾 百合	

## 3

## 地域福祉専門部会委員名簿

(平成24年8月10日～平成25年3月31日)

関係団体	職名等	氏名	備考
浜田市連合自治協議会	会長	佐々木正和	
浜田女性ネットワーク	委員	佐々木千歳	
浜田市保育連盟	副会長	吉野節子	
特定非営利活動法人 はとぽっぽ	相談員	棧敷学	
社会福祉法人 いわみ福祉会	生活支援員	川本法明	
浜田市民生児童委員協議会 浜田地区	副会長	瓦田富子	
浜田市民生児童委員協議会 金城地区	会長	勝手俊美	
浜田市民生児童委員協議会 旭地区	会長	木村豪成	
浜田市民生児童委員協議会 弥栄地区	会長	徳田マス卫	副部会長
浜田市民生児童委員協議会 三隅地区	会長	田代忠亮	
浜田市高齢者クラブ連合会	副会長	河野好政	
浜田市身体障害者福祉協会	事務局長	津野章	
浜田市社会福祉協議会	地域福祉課長	服部浩明	部会長